

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市観光案内所規則の一部を改正する規則…………… 3

告示

- 放置自動車の処理…………… 4
- 神戸国際港都建設事業新長田駅北地区震災復興土地地区画整理事業
における換地処分通知の送付に代わる通知内容が掲示されている
旨の公告…………… 4
- 落札者等の公示…………… 5
- 落札者等の公示…………… 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 6
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 6
- 固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧…………… 7
- 一般競争入札の執行（電気自動車（青色防犯回転灯付）の購入）… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の
認定…………… 12
- 道路の位置指定…………… 12
- 道路の廃止…………… 13
- 母子保健法に基づく指定養育医療機関の指定辞退…………… 13
- 大阪市立芸術創造館の利用料金の額の変更の承認…………… 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関
する公告…………… 15
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関
する公告…………… 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関
する公告…………… 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関
する公告…………… 19
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関
する公告…………… 20
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関
する公告…………… 21

| | |
|--|----|
| ○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 | 22 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 | 23 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 | 24 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 | 25 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 | 27 |
| ○特定計量器の定期検査 | 28 |
| ○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 | 28 |
| ○放置自動車の処理 | 29 |
| ○難波千日前自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認 | 30 |
| ○下水道法の規定により認可を受けた事業計画の変更に関する公示 | 30 |
| ○此花西部臨港緑地の一部の供用休止 | 31 |
| ○入場料金の収納事務委託（大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2011」） | 32 |
| ○入場料金の収納事務委託（第102回大阪市音楽団定期演奏会） | 32 |
| ○平成22年度定期監査等結果報告の公表（計画調整局計画部所管事務） | 33 |
| ○平成22年度定期監査等結果報告の公表（健康福祉局障害者施策部及び心身障害者リハビリテーションセンター所管事務） | 38 |
| ○平成22年度定期監査等結果報告の公表（ゆとりとみどり振興局スポーツ部所管事務） | 52 |
| ○平成22年度出資団体監査結果報告の公表（株式会社 大阪市開発公社） | 57 |
| ○平成22年度出資団体監査結果報告の公表（財団法人 大阪市建築技術協会） | 65 |
| ○平成22年度財政援助団体監査結果報告の公表（株式会社 大阪シティドーム） | 74 |
| ○平成22年度財政援助団体監査結果報告の公表（財団法人 大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター） | 79 |
| ○監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表 | 83 |
| 公 告 | |
| ○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い） | 90 |

公布された規則のあらまし

◇大阪市観光案内所規則の一部を改正する規則

- 1 ビジターズインフォメーションセンター・梅田を移転することにした。
- 2 この規則は、平成23年3月15日から施行することにした。
(平成23年大阪市規則第6号 ゆとりとみどり振興局総務部観光担当)

規 則

大阪市観光案内所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第6号

大阪市観光案内所規則の一部を改正する規則

大阪市観光案内所規則（昭和27年大阪市規則第144号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪市ビジターズインフォメーションセンター・梅田の項中「梅田3丁目1番2号」を「梅田3丁目1番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年3月15日から施行する。

告 示

大阪市告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年2月25日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年3月11日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類 | 場 所 |
|-----|-------------------|----------------|
| 1 | 普通自動車 (スズキ 緑色) | 西成区萩之茶屋1丁目10番先 |
| 2 | 普通自動車 (三菱 白色) | 西成区山王3丁目4番先 |

(建設局管理部路上違反物件担当)

(平23. 2. 25揭示済)



大阪市告示第238号

神戸国際港都建設事業新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業に関して、施行者神戸市が次の者に対して発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が次のとおり揭示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成23年3月1日

大阪市長 平松 邦夫

1 書類の送付を受けるべき者

| 氏 名 | 住所又は判明している最後の住所 | 土地の表示 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 李 得實 | 大阪市生野区勝山北5丁目6番14号 グランドライン勝山206 | 神戸市長田区松野通3丁目44番 宅地35.38㎡ |

2 揭示場所

神戸市長田区水笠通2丁目水笠通公園揭示板

3 揭示期間

平成23年3月1日から同月11日まで

(都市整備局まちづくり事業部審査担当)

(平23. 3. 1 揭示済)

大阪市告示第255号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 総務局行政部総務担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①インターネット接続用ネットワークサービス及び内部情報系システム等ハ
ウジングサービス業務委託 長期継続 ②一般 ③23. 2. 25 ④株式会社
ケイ・オプティコム 大阪市北区中之島3丁目3番23号 ⑤161,364,000
円 ⑥22.12.10

（総務局行政部総務担当）

大阪市告示第256号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名 ②契約方法 ③契約日 ④契約相手方 ⑤契約金額 ⑥入札公
示日 ⑦随意契約の理由

◎消防局総務部総務担当（大阪市西区九条南1丁目12番54号）

- ①デジタル無線接続に伴う消防情報システム改修業務委託 ②随意 ③23.
1.11 ④富士通株式会社 大阪市中央区城見2丁目2番6号 ⑤
480,900,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

（消防局総務部総務担当）

大阪市告示第257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民局市民部市民活動担当において、公衆の縦覧に供する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

| | | |
|---------------------------------|------------|---|
| 申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項 | 申請のあった年月日 | 平成23年2月18日 |
| | 名 称 | 特定非営利活動法人 Leave Pictures |
| | 代表者の氏名 | 武井 厚成 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪市福島区福島8丁目2番8号 |
| | 定款に記載された目的 | この法人は、広く一般市民に対して、スポーツや文化活動、冠婚葬祭、セレモニー、伝統行事さらには街の風景等、様々な機会や場면을写真や映像等に残すことで、いつでも色あせることのない人々の思い出や記憶を残していき、その結果、私たちの生活が豊かとなり、そして文化的な社会の構築に寄与することを目的とする。 |

(市民局市民部市民活動担当)

大阪市告示第258号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民局市民部市民活動担当において、公衆の縦覧に供する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

| | | |
|---------------------------------|------------|---|
| 申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項 | 申請のあった年月日 | 平成23年2月16日 |
| | 名 称 | 特定非営利活動法人日本教育開発協会 |
| | 代表者の氏名 | 山中 昌幸 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪市北区万歳町4番12号浪速ビルディング西館401A号室 |
| | 定款に記載された目的 | この法人は、100年後も子ども達が希望・誇りを持てる日本を創るために、希望ある日本の未来を創造する若者を輩出する活動と、同じ目的を持った団体の支援を通じて公益に貢献することを目的とする。 |

(市民局市民部市民活動担当)

大阪市告示第259号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び大阪州市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）第26条第1項の規定に基づき、平成23年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 縦覧期間 平成23年4月1日から同年5月2日まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時30分まで
ただし、金曜日は午後7時まで
- 3 縦覧場所 所有している土地又は家屋が所在する区を所管する市税事務所

(財政局税務部固定資産税担当)

大阪市告示第260号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 担当部局
〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

- 2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
電気自動車（青色防犯回転灯付） 19台
（電子入札対象案件）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成23年8月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

- 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、次の(4)及び(5)に掲げる要件を満たしていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年3月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35自動車販売」で登録していること
- (5) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目での登録を申請し、かつ、平成23年4月1日予定の承認時において、平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35自動車販売」で登録していること
- (6) 電気自動車の納入実績があること
- (7) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び物品供給について、納入後5年以上にわたり、適切な整備体制を有すること
- (8) 納入しようとする物品が仕様書に示した条件を満たしていることを確認できる書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年3月28日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年3月28日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年4月26日（火）から同月27日（水）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成23年4月28日（木）午後1時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年4月28日（木）午後1時から午後1時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成23年4月28日（木）午後1時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合平成23年4月27日（水）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年3月28日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 議会の議決

本件物品購入の契約については、入札後、仮契約を締結し、市議会の議決を経た後、本契約を締結する。

10 仮契約の解除

仮契約締結より本契約締結までの間において、落札者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた場合若しくは大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合には仮契約を解除することができる。

11 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric automobile (with blue revolving lights for crime prevention)

19cars

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM, 28 March 2011

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 26 April 2011 to 5:00PM, 27 April 2011

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 28 April 2011

③ by post: 5:00PM, 27 April 2011

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成20年12月24日 大阪市指令計（規）第82号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市城東区古市1丁目21番の一部、22番、23番1、23番2、24番、25番、26番、27番、28番、29番4、30番2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区谷町7丁目4番15号

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会

業務担当理事 古瀬 清次

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|---------|---------|---------|-----|-----------|---------------------|
| | 幅員 (管径) | 延長 | | | |
| 下水道 | D=150mm | 18.100m | 大阪市 | — | 集水ますI型インバート付3ヵ所新設工 |
| 下水道 | D=150mm | 8.130m | 大阪市 | — | 0号マンホールインバート付2ヵ所新設工 |

| | | | | | |
|-----|---------|--------|-----|-----|--------------------|
| 下水道 | D=200mm | 4.000m | 大阪市 | — | 集水ますⅡ型インバート付1ヵ所新設工 |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型インバート付7ヵ所新設工 |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますⅡ型インバート付2ヵ所新設工 |
| 緑地 | — | — | 開発者 | 開発者 | 面積 437.72 平方メートル |

5 廃止された公共施設

| | | | | | |
|-----|---|---|-----|---|--------------|
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型5ヵ所撤去工 |
|-----|---|---|-----|---|--------------|

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)



大阪市告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成22年12月6日 大阪市指令計（規）第83号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東淀川区小松1丁目12番4、13番10

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東淀川区豊新1丁目1番11-201号

ダイハウ住宅販売株式会社

代表取締役 松本 裕美子

4 設置された公共施設

| 公共施設の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘要 |
|---------|---------|---------|-----|-------|--------------------|
| | 幅員(管径) | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 22.600m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2ヵ所含む。 |
| 下水道 | D=150mm | 4.200m | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型インバート付2ヵ所新設工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設の 種類 | 概 要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|------------------|
| | 幅員(管径) | 延 長 | | | |
| 下水道 | D=150mm | 3.700m | 大阪市 | — | 集水ますI型2ヵ所 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

~~~~~

### 大阪市告示第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

- ・認定年月日及び認定番号

平成23年2月28日 第663号

- ・認定区域の名称

大阪府立急性期・総合医療センター

- ・認定区域の位置

大阪市住吉区万代東3丁目25番1ほか13筆

(計画調整局建築指導部建築企画担当)

~~~~~

大阪市告示第264号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

指定年月日及び指令番号

平成23年2月18日

大阪市指令 大計建確 第2058号

| 地 名 | 地 番 | 道路幅員 | 道路延長 | 摘 要 |
|---------------|---|----------|------------|-------|
| 東淀川区 大桐2丁目 | 11番30 11番52 11番53 11番54 11番55 | m 4.0 | m 21.84 | 袋路状道路 |

(計画調整局建築指導部建築確認担当)

大阪市告示第265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

廃止承認年月日及び指令番号

平成23年2月28日

大阪市指令 大計建確 第2059号

| 地 名 | 地 番 | 道路幅員 | 道路延長 | 摘 要 |
|----------------|--|----------|------------|-----|
| 天王寺区 細工谷1丁目 | 1番25の一部 1番75の一部 1番76の一部 1番113 | m 4.0 | m 45.52 | |

(計画調整局建築指導部建築確認担当)

大阪市告示第266号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定による指定養育医療機関から、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第13条の規定による指定辞退の申出を受理したので、大阪市母子保健法施行細則（昭和41年大阪市規則第57号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

- ①名称 ②所在地 ③開設者 ④指定辞退年月日
- ①川島産婦人科クリニック ②大阪市北区天神橋5丁目5番23号 ③川島 文雄 ④平成23年1月31日
- ①住友病院 ②大阪市北区中之島5丁目3番20号 ③浦上 敏臣 ④平成23年2月9日
- ①大阪暁明館病院 ②大阪市此花区春日出中1丁目22番12号 ③古城 資久 ④平成23年2月10日
- ①飯島病院 ②大阪市中央区島之内2丁目15番4号 ③飯島 宏 ④平成23年2月1日
- ①大阪府済生会泉尾病院 ②大阪市大正区北村3丁目4番5号 ③唐川 正洋 ④平成23年2月9日

(大阪市保健所保健総務担当)

大阪市告示第267号

大阪市立芸術創造館の利用料金について、大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）第10条第3項の規定に基づき、次表のとおり変更承認したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 利用料金

(1) 演劇室

| 区分 | 利用料金 | | | | | |
|---------|------------------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-----------------------|
| | 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合 | | | | | 入場料その他これに類する料金を徴収する場合 |
| | 午前10時から午後0時45分まで | 午後1時から午後3時45分まで | 午後4時から午後6時45分まで | 午後7時から午後10時30分まで | 午前10時から午後10時30分まで | |
| 制作者ボックス | 300 | 300 | 300 | 400 | 1,300 | 左記利用料金の5割り増しとする。 |

* 制作者ボックスの利用に関しては、連続1ヶ月以上利用される場合は、¥1,000/日とする。

(2) 音楽室

| 区分 | 単位 | 利用料金 | | 入場料その他これに類する料金を徴収する場合 |
|----|----|------------------------|-------|-----------------------|
| | | 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合 | | |
| | | 時間区分 | 金額 | |
| | | 1 使用時間が2時間以内のとき | 4,000 | 左記利用料金の5割り |

| | | | | |
|--------|---------|--|--------|--------|
| 音楽練習室大 | 1日1回につき | 2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに | 2,000 | 増しとする。 |
| | | 3 使用時間が11時間を超えるとき | 24,000 | |

※音楽練習室大の利用に際して、録音機材とコントロールルームを利用しない場合は、上記金額の半額とする。

(4) 設備関係料金表

| 品名 | 単位 | 利用料金 | |
|---------|----|---------|-------|
| | | 時間区分 | 金額 |
| グランドピアノ | 1台 | 1日1回につき | 3,000 |
| ドラム | 1台 | 1日1回につき | 1,000 |

2 実施時期

平成23年4月1日から

(ゆとりとみどり振興局文化部文化振興担当)

大阪市告示第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ライフあびこ店
大阪市住吉区我孫子東1丁目47番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年10月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,765㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数

28台（うち自動二輪車2台）

② 駐輪場の収容台数

90台（うち原動機付自転車9台）

③ 荷さばき施設の面積

54㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

12.3m³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|---------------------|------|-------|----|
| 株式会社 ライフコーポレーション | 午前9時 | 翌午前2時 | |

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前2時30分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成23年2月24日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

② 大阪市住吉区役所区民企画担当

大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 大阪市住吉区役所3階

(2) 期間

平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年7月11日（月）

(2) 提出先

上記3(1)①及び②に同じ

（経済局産業振興部商業振興担当）

大阪市告示第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ライフ太融寺店
大阪市北区野崎町77番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年10月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,087㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
40台（うち自動二輪車2台）
 - ② 駐輪場の収容台数
78台（うち原動機付自転車8台）
 - ③ 荷さばき施設の面積
91㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の容量
10.0m³
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|---------------------|------|-------|----|
| 株式会社 ライフコーポレーション | 午前7時 | 翌午前2時 | |
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前2時30分まで
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

- 2 届出年月日
平成23年2月25日
- 3 届出及び添付書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所
 - ① 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
 - ② 大阪市北区役所総合企画担当
大阪市北区扇町2丁目1番27号 大阪市北区役所3階
 - (2) 期間
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
 - (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成23年7月11日（月）
 - (2) 提出先
上記3(1)①及び②に同じ

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

#### 大阪市告示第270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフ毛馬店  
大阪市都島区毛馬町2丁目6番1
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治  
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
  - (3) 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ライフ毛馬店  
(変更後) ライフ毛馬店

- (4) 変更年月日  
平成20年3月26日
- 2 届出年月日  
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
  - (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部商業振興担当  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
  - (2) 期間  
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
  - (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年7月11日（月）
  - (2) 提出先  
上記3(1)に同じ  

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

大阪市告示第271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフ西九条店
大阪市此花区西九条6丁目41 他
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
 - (3) 変更事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ライフ西九条店
(変更後) ライフ西九条店

- (4) 変更年月日
平成20年4月23日
- 2 届出年月日
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所
大阪市経済局産業振興部商業振興担当
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
 - (2) 期間
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
 - (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成23年7月11日（月）
 - (2) 提出先
上記3(1)に同じ

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

#### 大阪市告示第272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフ天神橋店  
大阪府中央区島町2丁目38番
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治  
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
  - (3) 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ライフ天神橋店  
(変更後) ライフ天神橋店

- (4) 変更年月日  
平成21年2月25日
- 2 届出年月日  
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
  - (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部商業振興担当  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
  - (2) 期間  
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
  - (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年7月11日（月）
  - (2) 提出先  
上記3(1)に同じ  

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

大阪市告示第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフ下寺店
大阪市浪速区下寺2丁目5番13 他2筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
 - (3) 変更事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ライフ下寺店
(変更後) ライフ下寺店

- (4) 変更年月日
平成21年9月9日
- 2 届出年月日
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所
大阪市経済局産業振興部商業振興担当
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
 - (2) 期間
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
 - (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成23年7月11日（月）
 - (2) 提出先
上記3(1)に同じ

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

#### 大阪市告示第274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフ三津屋店  
大阪市淀川区三津屋中3丁目20番 外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
細川石油株式会社 代表取締役 細川 久夫  
大阪市淀川区三津屋中3丁目8番38号
  - (3) 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ライフ三津屋店  
(変更後) ライフ三津屋店

- (4) 変更年月日  
平成21年6月24日
- 2 届出年月日  
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
  - (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部商業振興担当  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
  - (2) 期間  
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
  - (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年7月11日（月）
  - (2) 提出先  
上記3(1)に同じ  

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

大阪市告示第275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフ加賀屋店
大阪市住之江区中加賀屋4丁目6番2号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
 - (3) 変更事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ライフ中加賀屋店
(変更後) ライフ加賀屋店

- (4) 変更年月日
平成23年1月18日
- 2 届出年月日
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所
大阪市経済局産業振興部商業振興担当
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
 - (2) 期間
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
 - (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成23年7月11日（月）
 - (2) 提出先
上記3(1)に同じ

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

#### 大阪市告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフ西天下茶屋店  
大阪市西成区梅南2丁目5番
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社伊藤ショウ 代表取締役 佐倉 光興  
守口市高瀬町5丁目8番1号
  - (3) 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ライフ西天下茶屋店  
(変更後) ライフ西天下茶屋店

- (4) 変更年月日  
平成22年8月25日
- 2 届出年月日  
平成23年2月25日
- 3 届出書類の縦覧
  - (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部商業振興担当  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
  - (2) 期間  
平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで
  - (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年7月11日（月）
  - (2) 提出先  
上記3(1)に同じ  

（経済局産業振興部商業振興担当）

~~~~~

大阪市告示第277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ノースゲートビルディング
大阪市北区梅田3丁目1番3号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 池田 靖忠
大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号
 - (3) 変更事項
 - ① 大規模小売店舗の名称
（変更前）大阪駅新北ビル（仮称）
（変更後）ノースゲートビルディング

② 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 大阪市北区梅田3丁目1番1号

(変更後) 大阪市北区梅田3丁目1番3号

③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び所在地並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

代表取締役社長 松井 達政

京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

他未定

(変更後) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

代表取締役社長 松井 達政

京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

他153者

(4) 変更年月日

(3)① 平成22年1月22日

(3)② 平成22年11月10日

(3)③ 平成23年2月28日

2 届出年月日

平成23年2月28日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部商業振興担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成23年3月11日(金)から同年7月11日(月)まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年7月11日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済局産業振興部商業振興担当)



大阪市告示第278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 池田 靖忠

大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置変更

| 駐輪場名 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 建物南西側 | 300台 | — |
| 別棟駐車場内 | 300台 (うち原付60台) | 600台 (うち原付60台) |
| 合計 | 600台 (うち原付60台) | 600台 (うち原付60台) |

② 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場名 | 変更前 | 変更後 |
|-------|------------------|------------------|
| 別棟駐車場 | 出入口1箇所 駐車場棟北側 | 出入口1箇所 駐車場棟西側 |
| 合計 | 出入口1箇所 | 出入口1箇所 |

(4) 変更年月日

(3)①ア、(3)②ア 平成23年5月4日

2 届出年月日

平成23年2月28日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部商業振興担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成23年3月11日（金）から同年7月11日（月）まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年7月11日（月）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

（経済局産業振興部商業振興担当）

大阪市告示第279号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成23年

此花区

| 検査月日 | 曜 | 検査場所 | 所在地 |
|-------|---|--------|-------------|
| 4月11日 | 月 | 島屋小学校 | 島屋2丁目9番36号 |
| 4月12日 | 火 | 梅香小学校 | 梅香3丁目17番29号 |
| 4月13日 | 水 | 西九条小学校 | 西九条4丁目3番41号 |
| 4月14日 | 木 | 此花中学校 | 高見2丁目14番31号 |

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までには大阪市港区田中3丁目1番126号大阪市計量検査所（電話6577-5888）まで問い合わせされたい。

（経済局 計量検査所）

大阪市告示第280号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

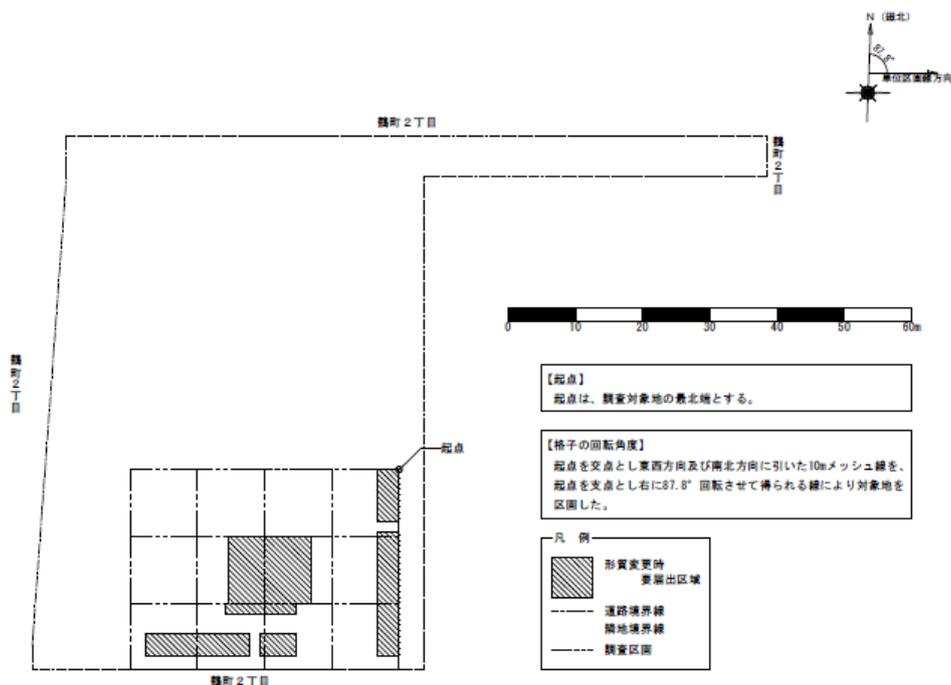
平成23年3月11日

大阪市長 平松邦夫

1 指定する区域

大阪市大正区鶴町二丁目20番15、20番16、23番9の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称
 ふっ素及びその化合物



形質変更時要届出区域 平面図

(環境局環境保全部土壤水質担当)

大阪市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年3月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種類 | 場所 |
|-----|-------------------|-------------|
| 1 | 自動二輪車 (ホンダ 白色) | 港区夕凧1丁目12番先 |
| 2 | 自動二輪車 (ヤマハ 白色) | 港区港晴3丁目1番先 |

| | | |
|---|-------------------|--------------|
| 3 | 普通自動車 (ホンダ 白色) | 港区福崎1丁目2番先 |
| 4 | 自動二輪車 (ヤマハ 銀色) | 西区江之子島1丁目1番先 |

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市告示第282号

次の施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成22年条例第30号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成23年3月12日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 有料自転車駐車場の利用料金

(1) 一時利用料金

| 自転車駐車場 | 自転車 |
|-------------|--|
| 難波千日前自転車駐車場 | 駐車後3時間まで100円、3時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。ただし、駐車後30分は無料。 |

(建設局管理部放置自転車対策担当)

大阪市告示第283号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により認可を受けた事業計画を変更しようとするので、同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公示する。

なお、当該事業計画の変更について、利害関係人は縦覧期間内に大阪市に意見書を提出することができる。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 変更に係る予定処理区域

大阪市平野処理区公共下水道

大阪市住之江処理区公共下水道

2 工事の着手年月日

昭和35年4月1日

3 変更に係る工事の完成予定年月日

平成29年3月31日

4 縦覧（意見募集）期間・縦覧場所

期間 平成23年3月11日（金）から平成23年3月18日（金）まで
（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで）

※ ただし、日、土曜、祝日は除く。

縦覧場所 建設局下水道河川部事業調整担当（大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）33階）

5 意見の提出方法

意見については所定の用紙に記載の上、縦覧期間内に担当まで提出してください。なお、用紙は縦覧場所にて配布します。

6 意見の検討結果の公表

後日、ホームページ上にて公表する。

7 問い合わせ先

建設局 下水道河川部 アメニティ対策担当

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）33階

TEL 06 (6615) 7594、FAX 06 (6615) 7690

（建設局下水道河川部アメニティ対策担当）



大阪市告示第284号

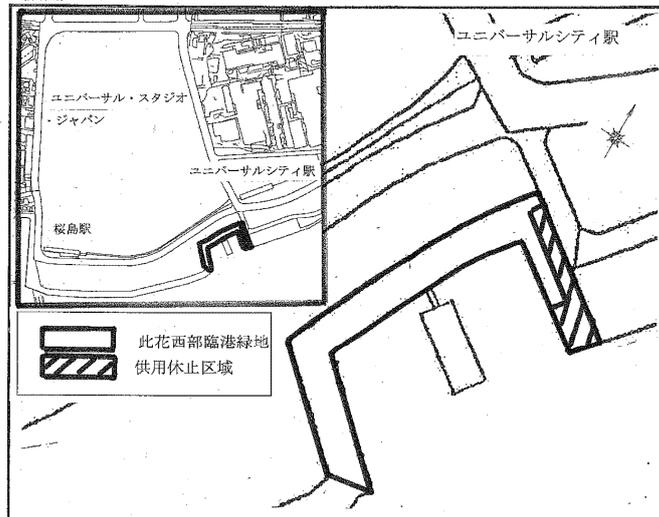
此花西部臨港緑地について、大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）第3条第4項の規定に基づき、次のとおり供用を一部休止する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦 夫

| 名 称 | 位 置 | 供用休止期間 |
|----------|--------------------------|------------------------------------|
| 此花西部臨港緑地 | 大阪市此花区区桜島1丁目 (別図のとおり) | 平成23年3月11日（金）から 平成24年2月29日（水）まで |

(別図)



(港湾局計画整備部緑地管理担当)

大阪市告示第285号

大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2011」入場料金の収納事務については、次の者に委託したので、地方自治法施行令第158条2項に基づき告示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 委託先

東京都渋谷区東1丁目2番20号

びあ株式会社

エリア統括局 局長 藪内 知利

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社 ローソンエンターメディア

ライブ・エンタテインメント事業本部

本部長 竹本 現

2 委託内容

大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2011」入場料金の収納事務

3 委託期間

平成23年2月14日から同年4月26日まで

(教育委員会事務局 大阪市音楽団)

大阪市告示第286号

第102回大阪市音楽団定期演奏会入場料金の収納事務については、次の者に委託したので、地方自治法施行令第158条2項に基づき告示する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 委託先

東京都渋谷区東1丁目2番20号

びあ株式会社 エリア統括局

局長 藪内 知利

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社 ローソンエンターメディア

ライブ・エンタテインメント事業本部

本部長 竹本 現

大阪市北区大淀南2丁目

朝日放送株式会社 総合ビジネス局

ザ・シンフォニーホール

館長 岡田 吉生

2 委託内容

第102回大阪市音楽団定期演奏会入場料金の収納事務

3 委託期間

平成23年4月1日から同年6月7日まで

(教育委員会事務局 大阪市音楽団)

大阪市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成22年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

| | |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 木 下 吉 信 |
| 同 | 高 橋 諄 司 |
| 同 | 高 橋 敏 朗 |
| 同 | 高 瀬 桂 子 |

平成22年度定期監査等結果報告の公表

(計画調整局計画部所管事務)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年10月4日から同年10月29日まで

2 監査の対象

計画調整局計画部所管事務

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、計画調整局計画部所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成22年度上半期分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金、有価証券等の取扱いは適切に行われているか。
- イ 収入関係事務は適切に行われているか。
- ウ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。
- エ 補助金に係る事務は適切に行われているか。
- オ 委託契約等に係る事務は適切に行われているか。
- カ 財産管理事務は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 現金等について、現金等検査を実施し、出納簿等との照合を行った。
- イ 使用料等の収入について、納入通知書等を閲覧し、納期限の設定等は適切であるかの確認を行った。
- ウ 超過勤務手当について、抽出により時間外勤務の命令や認定等の手続及び時間外勤務の理由について確認した。また、勤務状況や出張命令等との整合性を確認した。
- エ 補助金について、実績報告書等を閲覧し、具体的な使途内容が記載されているかの確認を行った。
- オ 委託契約等について、支出決議書、契約書、実績報告書等を閲覧し、契約の手続は適切であるか、履行確認等は適切に行われているかの確認を行った。
- カ 備品について、備品台帳に基づき抽出により現物と照合し、行政財産の目的外使用許可については、使用許可申請書、減免申請書等を閲覧し、許可事務が適切に行われているかの確認を行った。

第2 事務の概要

計画調整局計画部は、都市計画担当、幹線道路担当、空港等広域計画担当、交通政策担当、総合交通体系担当及び都市デザイン担当からなっており、都市計画・都市施設整備計画の調査及び立案に関する事務、広域幹線道路網の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関する事務、総合交通体系の調査及び立案に関する事務、都市景観の形成に関する事務等を行っている。

なお、職員配置状況等については次表のとおりである。

表－1 職員配置状況

(単位：名)

| 計 画 部 | 事 務 職 員 | 技 術 職 員 | 合 計 |
|----------|---------|---------|-----|
| 平成 20 年度 | 13 | 47 | 60 |
| 平成 21 年度 | 14 | 41 | 55 |
| 平成 22 年度 | 11 | 42 | 53 |

(注) 各年度とも5月1日現在

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 収入事務について

- (1) 収納金等の事務について注意を要するもの

会計規則によれば、収納した歳入については、出納員等は、納付書により、その翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、都市計画証明手数料について、約1か月後に指定金融機関へ払い込まれていたものが見受けられた。

また、調定決裁において、決議年月日等の記載されていないものが見受けられたので、注意されたい。

(2) 大阪市地形図等の販売について注意を要するもの

監査対象局においては、財団法人大阪市都市工学情報センターとの間で、大阪市デジタルマッピング地形図管理協定を交わし、本市が所有する著作権を使用した「都市計画図」や「大阪市地形図等」の販売を許可し、著作権使用料（以下「使用料」という。）を収入しているが、それらの調定は、毎月の同センターからの報告書に記載された件数のみで行っており、それらの件数が正しいものかどうか確認できなかった。

また、国、他の地方公共団体及び大学等の研究機関への販売には使用料は不要としているが、使用料免除の内容確認についても同様の状態であったので、適切な確認を行うよう注意されたい。

2 時間外勤務について

(1) 時間外勤務命令手続について注意を要するもの

労働基準法によれば、1日の労働時間が8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩を与えなければならないとされているが、平成22年6月及び7月の時間外勤務命令状況を確認したところ、所定の休憩時間を与えていないものが見受けられた。

また、総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載すること、及び年次休暇（時間休暇）を取得した職員に対しては、原則として時間外勤務は命令しないとされている。

しかしながら、時間外勤務が必要とされる理由の記載がないもの、また理由が「早急」や「至急」等といった具体的でないものや、例外と思われる理由もなく時間休暇を取得したものに時間外勤務を命令していたものが見受けられたので、注意されたい。

(2) 時間外勤務の認定について注意を要するもの

都市計画担当及び都市デザイン担当においては、時間外勤務を命じていたにもかかわらず、時間外勤務命令時間をそのまま休憩時間として誤って認定したため、計算上、時間外勤務がなくなり超過勤務手当が未支給となっていたものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。

3 勤怠命令について注意を要するもの

総務局作成の「勤務情報システムの運用にかかる取扱について」によれば、職員への勤怠上の命令は、事前に行うことが基本とされているが、市内出張や休日出勤の命令申請が事後承認となっていたものが少なくなく、中には、後日にまとめて承認しているものも見受けられたので、注意されたい。

4 市内及び管外出張について

(1) 市内出張命令について注意を要するもの

監査対象局においては、平成21年度に市内出張交通費の適正な支給について内部監察（個別課題監察）を行い、命令を受けずに出張を行っていたものがあつたことを把握し、その対策として、市内出張交通費請求書に命令確認欄を設けるなどの措置を講じていたが、命令手続がなく市内出張し、交通費を請求していたものが見受けられた。

また、利用した交通機関を記載していないものや、出張用件が「会議」や「打合せ」など具体的でないものが見受けられたので、注意されたい。

(2) 市内出張交通費の支給について注意を要するもの

総務局作成の「給与ガイド」によれば、旅費の支給対象からは通勤手当の認定経路は除くとされているが、通勤手当の認定経路を含む市内出張目的地までの交通費を支給し、過払いとなっていたものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。

(3) 管外出張について注意を要するもの

管外出張関係書類を調査したところ、監査対象局では、任意団体である「関西国際空港全体構想促進協議会」（本市市長が副会長を受嘱）による国への要望活動に際し、副会長の代理として職員の管外出張を命じる記載があつた。また同様に、「関西本線複線電化促進連盟」（本市市長が理事を受嘱）の理事会にも職員の出張を命じていたが、いずれも出張決議等においては、団体固有の業務と本市の本来業務を混同したと思われる記載が見受けられたので、注意されたい。

さらに、市長の両団体役員受嘱に関する決裁は監査対象局が行うべきものであるが、当該手続がなかつたので、注意されたい。

5 備品管理について注意を要するもの

会計規則によれば、備品については、帳簿を備えその出納を記録し、備品に備品整理票を貼付するなどの方法により、品名、整理番号等を表示しなければならないとされているが、備品整理票の貼付等がなく、品名、整理番号等が確認できないものが見受けられたので、同規則に基づき、適正な管理を徹底するよう注意されたい。

6 契約について

(1) 契約事務について注意を要するもの

物品供給見積書決裁において会計費目を誤っているものや、委託契約

書の金額に頭止めのないものなどが見受けられた。

また、「都市計画道路に関する検討業務（その2）」を財団法人大阪市都市工学情報センターとの間で特名随意契約を締結しているが、その特名理由としては、「学識経験者などによる委員会を設置し、その意向を把握し、効果的かつ効率的に業務を遂行する必要がある、公益的かつ中立的な機関がコーディネート役となり委員会を進めることが必須である」旨の理由が付され、同センターを選定していた。

しかしながら、仕様書には、当該「委員会」についてなんら記載がなく、その構成員の詳細や委員会設置の手続等も不明となっており、積算に関わることであるので、適切に作成されるよう注意されたい。

(2) 随意契約について注意、見直しを要するもの

地方自治法によれば、地方自治体が行う契約は入札で行うことが原則であり、随意契約は法の規定によって認められた場合にのみ行うことができるが、特名理由書はあるものの、随意契約によることとした根拠規定が契約決議等に記載されていなかったものが見受けられたので、注意されたい。

また、契約管財局作成の「随意契約ガイドライン」によれば、当該業務に精通していることや事業内容を熟知し信頼度が高いことを理由として随意契約を行っている場合は、仕様書、作業マニュアルの作成等により競争が可能であると考えられるため不適切であるとされているが、業務実績があることなどを理由に特名随意契約を行っていたものが見受けられたので、同ガイドラインに基づき事務処理を行うとともに、必要に応じて随意契約のあり方について見直しを図られたい。

(3) 履行検査及び検査調書の作成について注意を要するもの

契約規則によれば、検査調書は、契約の履行を確認し、契約代金の支払根拠となるものとして適正に作成しなければならないが、検査職員等の印が漏れていたものや、履行確認に必要な業務完了届の完成期限の日付に記入誤りのあるもの等が見受けられたので、正確かつ厳正に書類の作成を行うよう注意されたい。

(4) 履行状況の把握及び履行確認について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、契約の履行にあたっては、履行状況の確認に必要な書類について整備するとともに、履行体制を把握し、その管理を厳正に行う必要があるとされているが、仕様書に指定された書類の提出がないものが見受けられたので、注意されたい。

7 分担金及び会費について見直し等を要するもの

情報公開室作成の「分担金の支出手続等に関する指針」においては、多額の繰越金を保有している場合には、その見直しについて、他の分担者及び支出先の団体等と協議を行うよう求めている。

監査対象局においては、分担金額の見直しを進められているが、各団体

の収支予算書を確認したところ、団体が収入する総分担金額に対し相当額の繰越金が発生しているものなどが見受けられたので、同指針に基づき、更なる分担金の見直しを図られたい。

また、各種団体へ加盟し、会費を支出しているが、類似の団体への加盟と思われるものなどが見受けられたので、必要性を十分に精査されたい。

8 職員選考について見直しを要するもの

監査対象局においては、国土利用計画法に基づく土地に関する権利移転等の届出の価格調査に関する事務処理等を円滑に進めるため、平成元年度から毎年、不動産鑑定士の非常勤嘱託職員選考を行っているが、公募しておらず、選考条件に鑑定士資格以外に特段の条件も見受けられなかったもので、公募を行うよう見直されたい。

(意見)

1 大規模事業の本市負担について

監査対象局においては、現在、関西国際空港整備、淀川左岸線などの高速道路建設や大阪外環状線などの鉄道建設に、出資や補助金、貸付金等、多額の費用を負担しているが、今後も、大きな事業が計画されており、事業が決定されると多額の公費負担が必要となると予想される。

本市は極めて厳しい財政状況にあり、今後の負担を考慮すると、可能な限り各事業者に対し、積極的なコスト縮減や、長期間にわたる負担の平準化を要求することも必要と思われるので、十分に注視し検証に努められたい。

2 都市計画道路等について

監査対象局においては、大阪市の都市計画に関する事務を担当しているが、計画された道路や公園などの整備が進まず、計画決定後、道路では60年以上、公園では50年以上も未完成・未実施となっているものがある。

計画地は、建築規制がかかり、市民生活に少なからず影響していることから、事業実施局と協力して積極的に事業の推進を図る一方、半世紀前と都市の状況も大きく変わっており、必要に応じて計画の見直しを行うべきと思われるので、迅速な対応に努められたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 一般会計監査担当)

大阪市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成22年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

大阪市監査委員 木下吉信
同 高橋諄司

同 高橋敏朗
同 高瀬桂子

平成22年度定期監査等結果報告の公表

(健康福祉局障害者施策部及び心身障害者リハビリテーションセンター所管事務)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年10月6日から同年11月19日まで

2 監査の対象

健康福祉局障害者施策部及び心身障害者リハビリテーションセンター所管事務

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、健康福祉局障害者施策部及び心身障害者リハビリテーションセンター所管事務が関係法令等にとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成22年度上半期分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金、有価証券等の取扱いは適切に行われているか。
- イ 収入関係事務は適切に行われているか。
- ウ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。
- エ 補助金に係る事務は適切に行われているか。
- オ 障害者自立支援給付等に係る事務は適切に行われているか。
- カ 財産管理事務は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、関連する事務として、大正区及び城東区保健福祉センターを抽出した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 現金等について、現金等検査を実施し、出納簿等との照合を行った。
- イ 使用料等の収入について、納入通知書等を閲覧し、納期限の設定等は適切であるかの確認を行った。
- ウ 超過勤務手当について、抽出により時間外勤務の命令や認定等の手続及び時間外勤務の理由について確認した。また、勤務状況や出張命令等との整合性を確認した。
- エ 補助金について、実績報告書等を閲覧し、具体的な使途内容が記載されているかの確認を行った。
- オ 障害者自立支援給付等について、関係書類を閲覧し、適切に行われているか確認を行った。

カ 備品について、備品台帳に基づき抽出により現物と照合し、行政財産の目的外使用許可については、使用許可申請書、減免申請書等を閲覧し、許可事務が適切に行われているかの確認を行った。

第2 事務の概要

健康福祉局障害者施策部は、障害福祉企画担当及び自立支援事業担当からなっており、障害者福祉施策の総合的管理、調査及び連絡調整に関する事務、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（身体障害児及び知的障害児に関することに限る。）及び障害者自立支援法に関する事務等を、心身障害者リハビリテーションセンターは、総務担当、相談担当及び診療所からなっており、心身障害者の更生援護のための総合的な相談及び指導並びに医学的、心理学的及び職能的判定に関する事務、身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関する事務等を行っている。

なお、職員配置状況等については次表のとおりである。

表－1 職員配置状況

障害者施策部

(単位：名)

| 担当名 | 事務職員 | 福祉職員 | 技能職員 | 嘱託職員 | 合計 |
|----------|------|------|------|------|----|
| 障害福祉企画担当 | 24 | 4 | 4 | 3 | 35 |
| 自立支援事業担当 | 31 | 2 | 7 | 0 | 40 |
| 合計 | 55 | 6 | 11 | 3 | 75 |

心身障害者リハビリテーションセンター

(単位：名)

| 担当名 | 事務職員 | 技術職員 | 福祉職員 | 臨床心理職員 | 技能職員 | 医師 | 看護師 | 医療技術職員 | 嘱託職員 | 合計 |
|------|------|------|------|--------|------|----|-----|--------|------|----|
| 総務担当 | 10 | 1 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 2 | 22 |
| 相談担当 | 9 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 21 |
| 診療所 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 2 | 0 | 14 |
| 合計 | 21 | 1 | 5 | 6 | 9 | 4 | 6 | 2 | 3 | 57 |

(注) 平成22年9月1日現在

表－2 身体障害者手帳交付台帳登載数

(単位：人)

| 区分 | 18歳未満 | 18歳以上 | 合計 |
|----------------|-------|---------|---------|
| 視覚障害 | 115 | 10,707 | 10,822 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 326 | 11,016 | 11,342 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 24 | 1,855 | 1,879 |
| 肢体不自由 | 1,212 | 69,419 | 70,631 |
| 内部障害 | 306 | 32,436 | 32,742 |
| 合計 | 1,983 | 125,433 | 127,416 |

(注) 1 平成22年3月31日現在

2 身体障害者手帳とは、身体に障害のある方に対して、医療の給付、補装具費の支給など、各種の福祉サービスを受けるために必要な証票として、申請にもとづき交付するものである。

表－3 療育手帳交付台帳登載数

(単位：人)

| 区 分 | 18歳未満 | 18歳以上 | 合 計 |
|-----|-------|--------|--------|
| 重 度 | 1,841 | 6,266 | 8,107 |
| 中 度 | 1,112 | 3,754 | 4,866 |
| 軽 度 | 2,847 | 2,045 | 4,892 |
| 合 計 | 5,800 | 12,065 | 17,865 |

(注) 1 平成22年3月31日現在

2 療育手帳とは、知的障害のある方に対して、一貫した指導・相談や各種の援護サービスを受けやすくするために交付するものである。

表－4 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

(単位：人)

| 区 分 | |
|-----|--------|
| 1 級 | 2,376 |
| 2 級 | 10,775 |
| 3 級 | 4,200 |
| 合 計 | 17,351 |

(注) 1 平成22年3月31日現在

2 精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のある方に対して、各種の福祉サービスを受けやすくするために交付するものである。

表-5 自立支援サービスの全体像

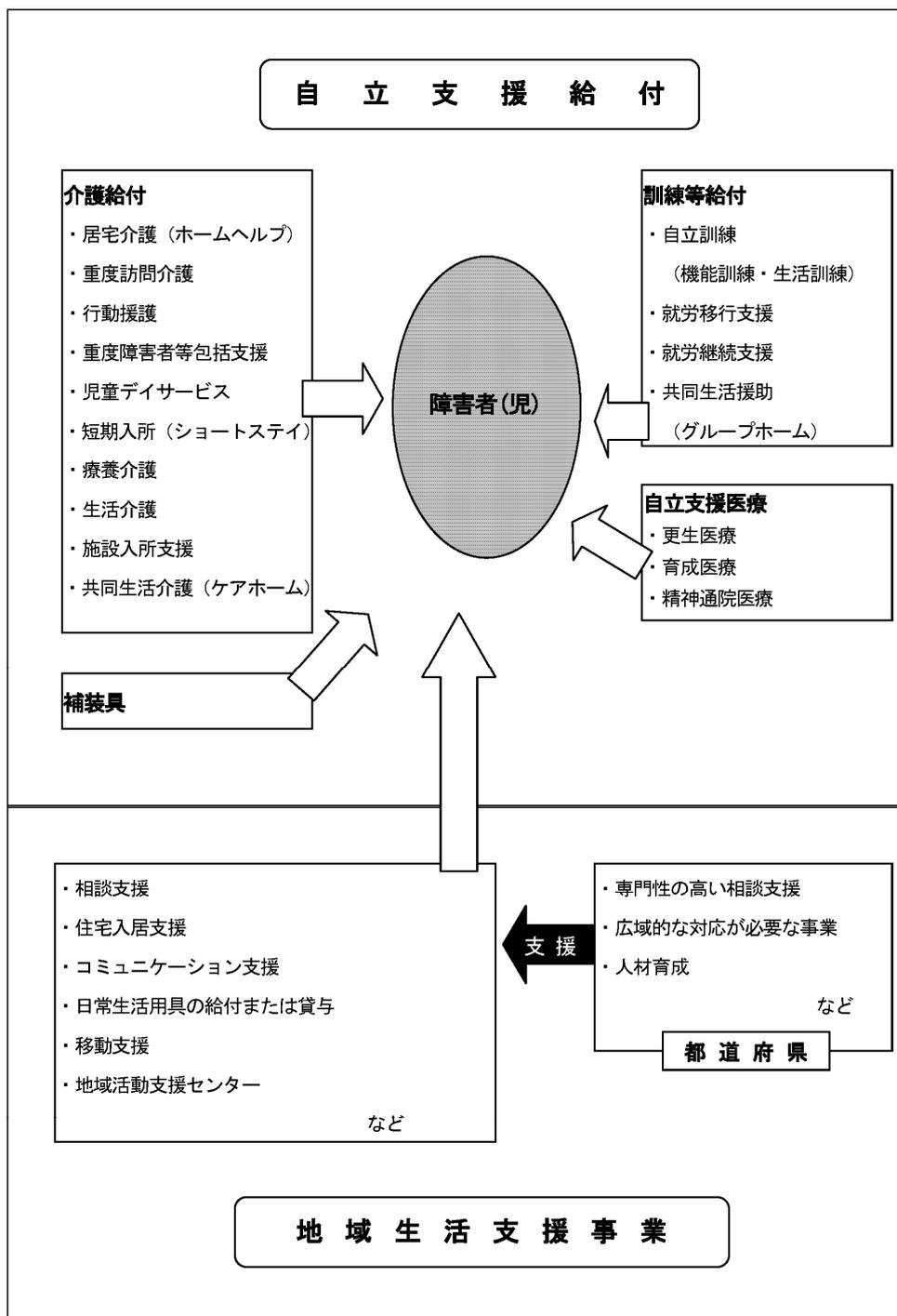


表-6 障害者自立支援給付事業

1 介護給付

| 種 別 | | 対象者 | 内 容 | 平成21年度実績 |
|-------------------|--------------|-------------------------------|--|----------------------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 訪問系サービス | 身体障害者・知的障害者・児 精神障害者・児 | 居宅における入浴、排泄、 食事、通院の介護等を行 う。 | 派遣時間 1,388,774 時間 |
| 重度訪問介護 | | 重度身体障害者 | 重度の肢体不自由者で常時 介護の必要な方に対して、 居宅における入浴、排泄、 食事の介護等および外出時 の介護などを総合的に提供 する。 | 派遣時間 2,315,965 時間 |
| 行動援護 | | 知的障害者・児 精神障害者・児 | 知的・精神障害により、行 動上著しい困難のある方 で、常時介護を必要とする 方に対して、外出時の介護 など行動する際に生じる危 険を回避するための介護を 行う。 | 派遣時間 30,205 時間 |
| 重度障害者等 包括支援 | | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 常時介護を必要とする方 に対して、居宅介護を始め とする複数の福祉サービス を包括的に提供する。 | 利用単位 321,472 単位 |
| 児童デイサービス | 日中活動(通所)サービス | 身体障害児 知的障害児 精神障害児 | 療育の観点から個別療育、 集団療育を行う必要が認め られる児童に通園により日 常生活の基本的動作の習得 等の訓練を行う。 | 利用日数 48,701 日 |
| 短期入所 (ショートステイ) | | 身体障害者・児 知的障害者・児 精神障害者・児 | 障害者・児を自宅で介護し ている方が、疾病その他の 理由により一時的に介護で きない場合に、当該障害者 に原則として7日以内、指 定短期入所事業者で宿泊を 伴う入所サービスを提供す る。 | 利用日数 42,336 日 |
| 療養介護 | | 身体障害者 | 医療と常時介護を必要と する方に対して、医療機関 において機能訓練、療養上 の管理、看護、介護および 日常生活の便宜を提供する。 | 利用日数 7,044 日 |
| 生活介護 | | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 常時介護を必要とする方 に対して、入浴、排泄、食 事の介護を行うとともに、 創作的活動または生産活動 の機会の提供等を行う。 | 利用日数 497,697 日 |
| 施設入所支援 | | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 施設に入所する方に対し て、夜間や休日に入浴、排 泄、食事等の介護等を行 う。 | 利用日数 188,286 日 |
| 共同生活介護 (ケアホーム) | 居住系サービス | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 地域において共同生活する 障害者に対して、必要な 家事等の日常生活上の支援 や食事、入浴、排泄等の 介護等の支援を行う。 | 利用日数 345,100 日 |

(注) 1 申請窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当

- 2 事務手続：①各保健福祉センターへ支給申請 → ②受託事業者（調査員）による訪問調査 → ③障害程度区分認定審査会における障害程度区分の認定 → ④調査員によるサービス利用の詳細確認 → ⑤区保健福祉センターにおける支給決定 → ⑥指定事業者・施設との契約によりサービスを利用

2 訓練等給付

| 種 別 | 対象者 | 内 容 | 平成 21 年度実績 |
|---------------------|-------------------------|---|-------------------|
| 自立訓練 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 自立した日常生活または社会生活が営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 | 利用日数 24,841 日 |
| 就労移行支援 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 一般企業等での就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う。 | 利用日数 57,405 日 |
| 就労継続支援 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。 | 利用日数 255,051 日 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 地域において共同生活する障害者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援を行う。 | 利用日数 21,307 日 |

(注) 1 申請窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当

- 2 事務手続：①各保健福祉センターへ支給申請 → ②受託事業者（調査員）による訪問調査 → ③障害程度区分認定審査会における障害程度区分の認定 → ④調査員によるサービス利用の詳細確認 → ⑤区保健福祉センターにおける支給決定 → ⑥指定事業者・施設との契約によりサービスを利用

3 補装具給付

| 障害の種別 | 補装具の種類 |
|---------------|--------------------------------------|
| 視覚障害 | 盲人安全つえ・義眼・眼鏡 |
| 聴覚障害 | 補聴器 |
| 肢体不自由 | 義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ |
| 18歳未満のみ | 座位保持いす・起立保持装置・頭部保持具・排便補助具 |
| 呼吸器または心臓機能障害 | 車いす・電動車いす |
| 肢体不自由かつ言語機能障害 | 重度障害者用意思伝達装置 |

(注) 1 申請窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当

- 2 事務手続：①各保健福祉センターへ支給申請 → ②保健福祉センターは、心身障害者リハビリテーションセンター等の意見をもとに補装具費の支給決定 → ③補装具事業者と契約を締結し補装具を購入（修理）

4 自立支援医療

| 種 類 | 内 容 | 対象者 |
|-----------|---|---|
| 身体障害者更生医療 | 身体の障害の軽減と機能を改善して日常生活を容易にするための医療 | 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方 |
| 身体障害児育成医療 | 身体に障害のある児童、または将来障害を残すと認められる児童に対し、治療によりその障害を改善するために必要な医療 | 18歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・その他先天性内臓障害および免疫機能障害のある方 |
| 精神障害者通院医療 | 精神障害の治療上必要と認められる医療 | 一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方 |

(注) 1 医療費の1割が自己負担、残り9割を医療保険制度と公費で負担する制度

2 身体障害児育成医療、精神障害者通院医療については、健康推進部の所管事務である。

表-7 日常生活用具給付等事業

| 種 別 | 品 目 名 |
|-----------------|--|
| 介護・訓練支援用具（給付） | 特殊寝台・訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす |
| 自立生活支援用具（給付） | 入浴補助用具、便器、つえ、移動・移乗支援用具（歩行支援用具）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、車いす用レインコート |
| 在宅療養等支援用具（給付） | 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、パルスオキシメーター |
| 情報・意思疎通支援用具（給付） | 携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭電動式、人工喉頭笛式、ICタグレコーダー、電話、ファックス |
| 排泄管理支援用具（給付） | ストマ用器具（蓄便袋、蓄尿袋）、紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具、収尿器 |
| 情報・意思疎通支援用具（貸与） | 電話、ファックス |

(注) 1 申請窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当

2 事務手続：①各保健福祉センターへ事業者の見積書を添えて給付申請 → ②保健福祉センターは審査を経て給付決定 → ③日常生活用具事業者と契約を締結し日常生活用具を購入

表-8 心身障害者リハビリテーションセンターの概要

| 部 門 | 事業概要 |
|------------------------------------|--|
| 相談・判定部門 〔大阪市心身障害者リハビリテーションセンター〕 | <p>[身体障害者更生相談所業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療、補装具などにかかる判定 ・機能回復訓練及び日常生活動作訓練に関する助言・指導等 <p>[知的障害者更生相談所業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付及び更新にかかる判定 ・知的障害のある方の進路や施設利用の相談等 <p>[診療所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体や知的に障害のある方への医学的・心理学的分野からの相談・診断・判定、健康管理及び二次障害の予防のための助言・指導 |
| 訓練部門 〔大阪市更生療育センター〕 | <p>[指定障害者支援施設（定員47名）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所による訓練、15歳以上肢体不自由者対象 <p>[身体障害者短期入所事業（ショートステイ）]</p> <p>[通所訓練（肢体不自由の方（定員55名）、言語障害のある方（定員30名））]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の方対象 <p>[肢体不自由児通園施設（定員40名）][知的障害児通園施設（定員30名）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子通園による療育、就学前の子どもを対象 |
| 職業訓練部門 〔大阪市職業リハビリテーションセンター〕 | <p>[情報処理科（システム開発コース：定員10名、身体障害者対象）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報処理技術（プログラミング、データベース構築技術等）の習得 <p>[情報処理科（OA実務コース：定員10名、身体障害者対象）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCスキル、簿記会計、会計処理技能、WEBデザイン医療事務等の習得 <p>[情報処理科（ビジネスパートナーコース：定員5名、知的障害者対象）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職等で必要なパソコンスキルを習得し、企業内での実習等を実施 <p>[ワーキングスキル科（定員20名、知的障害者対象）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電製品の組立、物流業での商品仕分、清掃サービスなど産業動向や雇用情勢に見合った職業指導を展開し、現場（企業）での実習等を実施 <p>[ワークアドバンス科（定員5名、精神障害者対象）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SST（社会生活技能訓練）を中心に清掃サービスなどの軽作業とパソコン技能の習得を組合せた職業指導を展開し、現場（企業）での実習等を実施 |

(注) 相談・判定部門については本市が直接運営しているが、訓練部門については指定管理者制度を導入している。また、職業訓練部門については設置及び運営ともに民間が行っている。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 調定事務について注意を要するもの

財産規則によれば、行政財産の目的外使用料を前納したときは、保証金の納付や確実な担保の提供を免除することができるとされており、この前納の時期については、1年間の使用を許可する場合、年度当初に徴収されるべきものであると解されている。

しかしながら、心身障害者リハビリテーションセンター及び更生療育センターに設置の飲料自動販売機2台にかかる使用料について、保証金を免除として平成22年4月1日からの使用を許可しながら、今回の監査期間中においても調定されておらず、また、平成21年度分については、年度末に調定されていたので、注意されたい。

2 時間外勤務命令について注意を要するもの

総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載するとされている。

しかしながら、平成22年7月及び8月の時間外勤務命令状況を確認したところ、業務内容又は理由の記載がないもの、具体的業務内容が不明確なものや期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由が不明確であるものが見受けられたので、注意されたい。

3 補助金交付要綱所定の処理期間に交付決定を行うよう注意を要するもの

「大阪市障害者グループホーム・ケアホーム整備費及び設備費補助要綱」及び「点字図書館運営補助金交付要綱」によれば、交付申請を受け付けてから交付決定を行うまでの標準的な期間が30日とするなどとそれぞれ定められているが、いずれも要綱どおりの取扱いとなっていなかったもので、注意されたい。

4 契約事務について

監査対象局においては、福祉サービス事業の提供を公益法人等の団体等に委託して実施しているものがある。

(1) 委託契約にかかる積算及び提出書類について注意、改善を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託契約を行うにあたっては予定価格の積算根拠が妥当で合理的なものであるか、また、妥当な委託契約金額算出のため、業務毎の原価把握が適正に行われているか確認しなければならないとされている。

しかしながら、「大阪市地域活動支援センター事業（活動支援A型）」及び「大阪市地域活動支援センター事業（活動支援B型）」については、積算が合計金額の記載のみなどとなっていたので、同ガイドラインに基づき、詳細なものとするよう改められたい。

また、「大阪市福祉ホーム（自活支援型）事業」については、契約に基づき実施計画書が提出されているものの、団体の概要や定款及び利用者名簿のみとなっており、事業計画の内容が記載されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。

(2) 履行確認について注意を要するもの

「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、適正な履行の確保は、

契約の目的そのものであり、適正な履行が確保されなくては、適正な契約とはいえず、また、契約相手方からの履行報告書による確認、履行状況の確認に必要な書類について整備するとともに、履行体制を把握し、その管理を厳正に行う必要があるとされている。

しかしながら、平成21年度の業務委託契約における実績報告書等を確認したところ、「大阪市地域活動支援センター（生活支援型）運営事業」においては、実績報告書の提出日が未記入のものや、添付されている年間事業報告が詳細でないものが見受けられ、また、「大阪市知的障害者雇用にかかるジョブコーチ派遣事業」等においては、契約書等で定められた社内研修実施報告書が提出されていないものも見受けられたので、注意されたい。

(3) 検査調書の作成について注意を要するもの

契約規則によれば、履行確認において検査を完了したときは、検査調書を作成し、これに基づかなければ契約代金は支払うことができないとされている。

しかしながら、平成21年度の業務委託契約を確認したところ、「大阪市地域活動支援センター事業（活動支援A型）」や「大阪市福祉ホーム事業（自活支援型）」をはじめとし、検査調書が作成されていないものが多数見受けられたので、同規則に基づき作成されるよう注意されたい。

5 特別障害者手当等給付事務の返還金徴収事務について注意を要するもの

「特別障害者手当等給付事業の返還金にかかる事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によれば、本人死亡や施設入所等による資格喪失に伴う過誤払返還金が生じた場合、当該返還金が前年度以前の予算により支払われたものである場合は、区保健福祉センターにおいて受給者から債務承認書を徴することにより、債務を確定させ、その後当該債務承認書を関係書類とともに監査対象局に送付し、納入通知書の発行を依頼することとされている。

しかしながら、大正区保健福祉センターにおいては、上記の返還金が生じた際に受給者から債務承認書を徴しておらず、監査対象局に送付することなく事務処理を行っていたので、マニュアルに基づき適正に処理されるよう注意されたい。

また、城東区保健福祉センターにおいては、平成21年度に返還金が生じた受給者について、返還交渉が難航しているため、未だ納入通知書を送付できず、債権管理台帳についても作成していないケースが見受けられたので注意されたい。

6 重度障害者日常生活用具給付関係事務について注意を要するもの

「大阪市重度障害者日常生活用具給付要綱」によれば、用具の納入を受けた者（以下「受給者」という。）は、納品書の写しを添付した「重度障害者日常生活用具給付受領報告書」（以下「受領報告書」という。）を区

保健福祉センターへ提出しなければならないとされており、区保健福祉センターは、受給者より提出された受領報告書に基づき、内容審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたものについて、「重度障害者日常生活用具給付金額確定通知書」により受給者に給付金額を通知することとされている。通知を受けた受給者は給付金の代理請求及び代理受領を用具納入業者に委任するものとし、委任を受けた納入業者は請求書に「代理請求及び代理受領委任状」を添付して区保健福祉センターに請求しなければならないとされている。

しかしながら、大正区保健福祉センターにおいては、給付金額の確定通知書を受給者に送付する前に、受給者から委任を受けていないにもかかわらず、用具納入業者からの代理請求が既になされているケースが多数見受けられ、中には請求書の請求内訳が納品書に記載された内訳と合致しないものも見受けられたので、注意されたい。

また、大正区及び城東区保健福祉センターにおいて、提出された受領報告書に納品書の写しが添付されていないもの、また納品書の写し及び受領報告書に納品日の記載がないため納品日の不明なもの、受領報告書に受給者の押印のみで記載項目が全く記載されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。

7 身体障害者（児）補装具交付関係事務について注意を要するもの

「大阪市補装具費支給事業事務取扱実施要綱」によれば、区保健福祉センターにおいて補装具費の支給決定を受けた者（以下「受領者」という。）は、補装具業者から補装具の引渡しを受ける際に区保健福祉センターから交付された補装具支給券を当該補装具業者に提出し、代理請求及び代理受領にかかる委任をすることとされており、その際補装具業者は「補装具費の代理受領事業者の登録に関する要綱」に基づき補装具支給券については、受領者に受領年月日、受領者氏名、受領印を記入押印させ、請求書とともに、各区保健福祉センターへ請求することとされている。

しかしながら、大正区及び城東区保健福祉センターにおいては、補装具費支給券の補装具受領年月日及び受領者氏名の記載漏れが多数見受けられた。受領年月日等については、補装具費を支給するための履行確認日となることから記載漏れのないよう補装具業者に指導を徹底されたい。

8 重度心身障害者（児）住宅改修費給付事務について注意を要するもの

「大阪市重度心身障害者（児）住宅改修費給付事業実施要綱」によれば、区保健福祉センターは、住宅改修費給付申請を受け付けた際、工事内容等について書類審査及び現地調査を行った後、監査対象局を通じて専門家（本市が委託する事業者の建築士）による書類審査も実施し、当該審査後に給付の可否を決定することとされている。

しかしながら、大正区保健福祉センターにおいては、申請関係書類を調査したところ、現地調査に関する記載がないため、現地調査が実施されたかどうかの確認ができず、大正区及び城東区保健福祉センターにおいて

は、専門家による書類審査の結果通知が監査対象局から送付されていなかったため審査結果の内容が確認できなかったものが見受けられたので、注意されたい。

また、同要綱によれば、住宅改修費の給付を受けようとする者は、工事完了後10日以内に工事に要した費用が確認できる書類を添付した「住宅改修費給付実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を区保健福祉センターへ提出しなければならないとされている。

しかしながら、大正区及び城東区保健福祉センターにおいては、提出された実績報告書について報告日及び工事完了日の記載がないため、定められた期限どおりに提出されたかどうか不明なもの、また、城東区保健福祉センターにおいては、実績報告書の報告日が工事完了日以前の日付となっており、工事内訳書として4か月前の申請時に提出された見積書が添付されているものが見受けられたので、要綱に基づき適正な取扱いとなるよう注意されたい。

9 重度障害者等タクシー料金給付事務について注意、改善を要するもの

「大阪市重度障害者等タクシー料金給付事業実施要綱」によれば、給付券の交付を受けようとする者は、重度障害者等タクシー料金給付券交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならないとされているが、申請書等を確認したところ、城東区保健福祉センターにおいては、同要綱で定められた様式を使用せず、決裁欄のない独自の様式にて処理されていたため、申請書類は全て事務処理後未決裁のまま保管されており、申請内容についても記載不備等により、申請内容が不明なもの、申請月によって交付枚数が異なるにもかかわらず、申請日が不明なため交付枚数が確認できないものなどが見受けられた。紛失や異動の際の手続についても、要綱で定められた様式による取扱いとなっていなかったため、注意されたい。

また、給付券を受領してから数か月を経た後、給付券を一部使用した状態で返却されているものについて、「申請の取り下げ」として処理しているものが見受けられた。これは、同要綱において、給付券被交付者の事由等による返却のケースを想定していないため、取扱いの規定がないことに起因すると考えられるため、返却のケースの事務取扱についても要綱等で定められたい。

さらに、身体障害者手帳又は療育手帳を受けている方で、タクシー料金の給付の対象となる者は市営交通機関無料乗車証の給付の対象となり、本人がいずれかを選択することとなっているが、市営交通機関無料乗車証の申請書については、決裁欄のない旧様式のままとなっていたので、様式について整備されたい。

(意見)

1 普通財産貸付料の減免について

契約管財局作成の「行政財産使用許可等・普通財産貸付けにおける減免基準」によれば、減免を受けようとする用途について、その収益性の程度

を検証し、収益性のあるものについては、使用料の全額免除はできないとされている。

しかしながら、社会福祉施設用地として貸し付けられている監査対象局所管の普通財産について、使用実態は駐車場で駐車料金も徴収されているにもかかわらず、使用料を全額免除しているものが見受けられた。

監査対象局の説明によれば、当該駐車場は、従事者全員が障害者で、障害者の就労に向けての訓練の場や生きがい創出の場とする授産的事業であり、駐車場収入についても電気代や設備修繕費用等の必要経費を除き、従事する障害者の賃金となっているとのことであるが、監査対象局においては、当該駐車場の収益性の程度を十分に検証し、使用料免除の妥当性等について改めて検討されたい。

2 障害児施設徴収金について

監査対象局が所管している障害児施設徴収金については、知的障害児施設や重症心身障害児施設へ措置入所させた際の保護者負担金等であり、平成21年度の調定額合計は133,977,134円で104,453,790円の収入未済が発生している。

収入未済への対策として、平成21年度の障害児施設徴収金の目標徴収率を現年度分80.8%、過年度分5.0%と設定し、電話督促等による分納誓約等の徴収の強化を行ってきた結果、平成21年度実績では過年度分については9.1%と目標を達成したものの、現年度分については64.5%と目標を下回っている。さらに、平成22年度の目標徴収率は現年度分80.8%、過年度分20.7%と過年度分が高く設定されており、目標徴収率の達成は厳しい状況と思われる。

監査対象局の説明によれば、措置入所については、虐待が疑われるケース等に行政が強権発動し実施する処分であることから、保護者が入所に納得していないケースなど納付する意識が低いケースが多いとのことであるが、今後も引き続き収入未済の解消に向け、コールセンターなどを活用した督促を実施するとともに、口座振替による徴収を徹底するなど効率的な徴収に努め、また、負担能力がありながら納付しない世帯に対しては、実情を詳細に把握し、差押等の滞納処分を行うなど、障害児施設徴収金の目標徴収率の達成に努められたい。

3 指導監査について

監査対象局においては、障害者福祉サービス事業所及び小規模作業所等に対して、それぞれ実施要領に基づき概ね3年間で1度は全事業所を網羅できるように、指導監査等を行っており、実施方法としては年間計画や各事業所毎に指導監査チェックリストを作成し、それぞれの事業所等へ出向き職員配置、設備、運営等の各基準が満たされているか、また、適正な会計処理がなされているかなどについての確認を行っている。また、毎年度末の履行確認については、精算報告書等が事業者から提出された際に、支出を証する書類として領収書等の原本の提示を受け、支出金額の確認を行

っているとのことである。

しかしながら、地域活動支援センター及び小規模作業所等に対する委託料や補助金については、過去に障害者福祉作業センター側の虚偽申請等に気づかず、運営補助金を支出したとして、住民監査請求が提出された事例もあり、また、今回の監査においても、履行確認の不備や確認もれ等が見受けられたことから、引き続き厳正な履行確認に努めることはもとより各事業所等に対する指導監査の更なる徹底に努められたい。

4 障害者自立支援法に基づく事業への移行について

障害者小規模作業所は障害のある方の保護者の会や障害者当事者、障害のある方を支援する方が中心となって運営され、地域における障害者の働く場、創作活動の場、日常生活の場として、社会参加及び社会復帰を促進するなどの役割を果たしている施設であり、平成18年の障害者自立支援法（以下「法」という。）の施行に伴い、法人格の取得や国が定める定員、設備、職員配置基準等を満たせば、法に基づく新事業（障害福祉サービス事業や地域活動支援センター）へ移行することが可能となっている。

新事業へ移行すれば、現在、本市からの運営費補助金以外に収入がないことから不安定になっている作業所の運営が、国等からの給付費等により収入が増加し、より安定した運営が図られることとなり、利用者のニーズに応じたサービスの向上や、さらには本市負担の縮減も見込まれることから、監査対象局は障害者小規模作業所の新事業への移行を進めているところである。

移行促進を図るために、平成20年度より3年間で小規模作業所を巡回し、課題や状況を把握し、移行に必要な法人格の取得や設備基準、各種手続きに関する相談、情報提供等を行う巡回指導事業を業務委託で実施したところであるが、平成22年度当初では未だ64か所の障害者小規模作業所が存在している。

このような状況から、今後も引き続き、障害者小規模作業所については、法体系に則った新事業へのスムーズな移行に向け、法人格の取得や国が定める定員、設備、職員配置基準等の新事業への移行にかかる課題の解決に向けた指導や情報提供等を積極的に実施するなど、更なる取組を促進されたい。

（監査・人事制度事務総括局 監査部 一般会計監査担当）

大阪市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成22年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

| | |
|---------|------|
| 大阪市監査委員 | 木下吉信 |
| 同 | 高橋諄司 |
| 同 | 高橋敏朗 |
| 同 | 高瀬桂子 |

平成22年度定期監査等結果報告の公表
(ゆとりとみどり振興局スポーツ部所管事務)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年10月25日から同年11月25日まで

2 監査の対象

ゆとりとみどり振興局スポーツ部所管事務

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、ゆとりとみどり振興局スポーツ部所管事務が関係法令等によつて適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成22年度上半期分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 現金、有価証券等の取扱いは適切に行われているか。
- イ 収入関係事務は適切に行われているか。
- ウ 超過勤務手当に係る事務は適切に行われているか。
- エ 分担金の支出に関する事務は適切に行われているか。
- オ 委託契約等に係る事務は適切に行われているか。
- カ 財産管理事務は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 現金等について、現金等検査を実施し、出納簿等との照合を行った。
- イ 使用料等の収入について、納入通知書等を閲覧し、納期限の設定等は適切であるかの確認を行った。
- ウ 超過勤務手当について、抽出により時間外勤務の命令や認定等の手続及び時間外勤務の理由について確認した。また、勤務状況や出張命令等との整合性を確認した。
- エ 分担金の支出について、協定書、事業報告書等を閲覧し、支出の手続は適切であるか、事業等の実施状況が適切に報告されているかどうかの確認を行った。
- オ 委託契約等について、支出決議書、契約書、実績報告書等を閲覧

し、契約の手続は適切であるか、履行確認等は適切に行われているかの確認を行った。

カ 備品について、備品台帳に基づき抽出により現物と照合し、行政財産の目的外使用許可については、使用許可申請書、減免申請書等を閲覧し、許可事務が適切に行われているかの確認を行った。

第2 事務の概要

ゆとりとみどり振興局スポーツ部は、生涯スポーツ担当及び競技スポーツ担当からなっており、スポーツ及びレクリエーションの振興に関する総合的企画、調査及び連絡調整、スポーツ施設の管理運営に関する企画及び調査並びにスポーツ競技大会の招致及び開催に関する事務等を行っている。

なお、職員配置状況等については次表のとおりである。

表－1 職員配置状況

(単位：名)

| 担 当 名 | 事務職員 | 社会教育 主事(補) | 技能職員 | 嘱託職員 | 合 計 |
|----------|------|---------------|------|------|-----|
| 生涯スポーツ担当 | 19 | 1 | 5 | 1 | 26 |
| 競技スポーツ担当 | 11 | 2 | 0 | 1 | 14 |
| 合 計 | 30 | 3 | 5 | 2 | 40 |

(注) 平成22年9月1日現在

表－2 スポーツ部所管施設一覧表

| 種 類 | 施設数 | 備 考 |
|-------------|-----|-----------------------|
| スポーツセンター | 24 | 各区 |
| 屋内・屋外プール | 23 | 此花区、西淀川区、住之江区を除く各区 |
| 競技施設 | | |
| 陸上競技場 | 2 | 長居、長居第2 |
| 球技場 | 2 | 鶴見緑地、長居 |
| 庭球場・テニスセンター | 5 | 長居、鶴見、南港中央、靱、靱テニスセンター |
| 運動場 | 2 | 鶴見緑地(第1、第2) |
| 野球場 | 1 | 南港中央 |
| 修道館・弓道場 | 2 | 大阪城公園内 |
| 体育館 | 3 | 中央、千島、東淀川 |
| 合 計 | 64 | |

(注) 1 平成22年9月1日現在

2 屋内・屋外プールについて、此花区、西淀川区、住之江区には環境局所管のプールがあり、旭区は屋内、屋外、児童用に施設が分かれている。

3 すべての施設に指定管理者制度を導入している。

表-3 施設の利用状況（稼働率）

| 種 類 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|------------|------------|------------|
| スポーツセンター | 97.4% | 97.2% | 97.6% |
| 屋内・屋外プール | 3,043,046人 | 3,140,089人 | 1,521,850人 |
| 競技施設 | | | |
| 陸上競技場 | 44.6% | 59.3% | 55.9% |
| 球技場 | 44.0% | 45.9% | 34.9% |
| 庭球場・テニスセンター | 59.9% | 62.7% | 58.5% |
| 運動場 | 40.7% | 47.1% | 53.8% |
| 野球場 | 80.7% | 82.0% | 86.9% |
| 修道館・弓道場 | 72,139人 | 70,998人 | 48,480人 |
| 体育館 | 75.6% | 79.7% | 75.5% |

(注) 1 屋内・屋外プール及び修道館・弓道場については、利用人数である。

2 平成22年度は、平成22年8月31日現在の数値である。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 収入事務について改善を要するもの

財産規則によれば、行政財産の使用料は、定期に納付させなければならないとされている。

しかしながら、監査対象局が所管する行政財産の目的外使用（自動販売機等の設置、事務室の使用等）にかかる使用料について、納期限を過ぎて納付されているものが多数見受けられたので、使用者への指導を徹底されたい。

2 保証金について注意を要するもの

財産規則によれば、保証金又は担保は、使用許可の期間が満了し、又は許可が取り消された場合、使用者が使用物件を原状に回復した後これを還付することとされている。

しかしながら、監査対象局が所管する行政財産の目的外使用にかかる保証金について、使用許可の期間が満了しているにもかかわらず還付されていないものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。

3 時間外勤務命令手続について注意を要するもの

総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記

載するとされている。

しかしながら、平成22年7月及び8月の時間外勤務命令状況を確認したところ、業務内容又は理由のないもの、「早急に」等と記載されるだけで、期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由が不明確であるものが見受けられたので、注意されたい。

また、市内出張命令が勤務時間外に及んでいるにもかかわらず、時間外勤務命令のないものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。

4 契約事務について

(1) 仕様書について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務内容を示した仕様書等については、契約の履行にあたり疑義の生じないように努めて詳細に記載しなければならないとされている。

しかしながら、財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会（以下「スポーツ・みどり振興協会」という。）に対し特名随意契約により委託されている業務のうち「競技スポーツ振興事業」（競技団体等の育成強化やスポーツ大会の実施・支援等の各種事業）については、仕様書が詳細ではないため、本市が委託している事業と、受託者が行っている自主事業や、分担金として本市が別途費用を支出し受託者が後援している競技大会にかかる運營業務との区別が不明確なものが見受けられた。

また、「競技スポーツ振興事業」及び「生涯スポーツ振興事業」（スポーツ教室等の企画実施等）については、仕様書に記載がないにもかかわらず受講料等を徴収していたものが見受けられた。

監査対象局においては、委託業務の内容や対象範囲について、仕様書で明確にするよう改めるとともに、本市が委託する業務に関連する収入については、その内容や取扱いに疑義の生じることがないように注意されたい。

(2) 履行確認について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、適正な履行が確保されなくては、適正な契約とはいえないとされている。

しかしながら、「競技スポーツ振興事業」については、報告書等を調査したところ、具体的な成果の記載がなく、事業実績を十分に確認することができるものとなっていなかった。適切な報告書を提出させるよう受託者に対する指導を徹底されたい。

5 財産管理について

(1) 使用許可手続について改善を要するもの

地方自治法によれば、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされている。

監査対象局においては、スポーツ施設内の駐車場や売店等は、行政財産の目的外使用を許可しているが、住吉スポーツセンターの仮設売店に

かかる使用許可については、許可書の発行が遅れていたため、適正な事務手続となるよう改められたい。

(2) 備品管理について注意を要するもの

会計規則によれば、備品については、帳簿を備えその出納を記録し、備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。

しかしながら、現地調査を行った施設のうち、大阪プール及び中央体育館では、廃棄された備品が備品台帳に記載されたままになっているものや備品整理票が貼付されていないものなどが見受けられた。

備品については、同規則に基づき、適正な管理を徹底するよう注意されたい。

(意見)

監査対象局においては、外郭団体であるスポーツ・みどり振興協会との間で特名随意契約による複数の業務委託契約を締結しているが、このような契約について、公平性、透明性の確保と説明責任が強く求められることは、事あるごとに意見を述べてきたところである。

しかしながら、今回の監査においても、前記（第3 監査の結果4(1)、(2)）のとおり、仕様書の内容や履行確認について注意すべき点が見受けられ、また、「スポーツ施設の運営に係る調査・連絡調整業務」（スポーツ施設の指定管理者に対する調査指導、連絡調整等）については、受託者であるスポーツ・みどり振興協会自らが構成員となっている事業体が指定管理者である施設が業務の対象に含まれるなど、市民から誤解を招きかねない点も見受けられた。

監査対象局においては、適正な契約事務の執行に努めることはもとより、市民に対する説明責任を主体的かつ十分に果たすことができるよう、業務内容や委託のあり方について、改めてその必要性や合理性を厳密に検証されたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 一般会計監査担当)

大阪市長官公報第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成22年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

大阪市監査委員 木 下 吉 信
同 高 橋 諄 司
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成22年度出資団体監査結果報告の公表

(株式会社 大阪市開発公社)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年11月19日から同年12月14日まで

2 監査の対象

株式会社 大阪市開発公社

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、株式会社大阪市開発公社における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成21年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 団体の所管局である契約管財局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第2 団体の概要

1 設立年月日

昭和39年6月25日

2 資本金

1億円

出資額累計102億9,921万2,000円のうち本市出資97億858万7,642円

[94.3%]

発行済株式総数476万6,404株のうち本市保有389万8,542株

[81.8%]

3 役員数及び従業員数（平成22年11月1日現在）

取締役 7名（常勤）

監査役 2名（うち1名は非常勤）

従業員 29名（うち7名は嘱託）

4 主な事業（平成21年度実績）

(1) 船場センタービル賃貸業務

貸室数 534コマ 28,363.53㎡（平成22年3月31日現在）

契約数 466コマ 24,745.12㎡（平成22年3月31日現在）

入居率 87.3%

(2) 船場センタービル管理業務

共用部分の清掃・保全、付属設備の運転・保守等

(3) 駐車場経營業務

ア 船場パーキング

面積 3,356.43㎡（平成22年3月31日現在）

イ 靱本町駐車場

面積 533.88㎡（平成22年3月31日現在）

5 決算状況

平成21年度の貸借対照表及び損益計算書は、表-1及び表-2のとおりである。なお、表-1及び表-2については、本法人の決算諸表を転載している。

表-1

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 【 11,645,956 】 | 流動負債 | 【 155,489 】 |
| 現金及び預金 | 722,106 | 未払金 | 15,742 |
| 有価証券 | 10,660,413 | 未払法人税等 | 2,010 |
| 未収入金 | 213,644 | 未払消費税 | 41,185 |
| 前払費用 | 49,792 | 預り金 | 25,383 |
| | | 前受収益 | 59,068 |
| | | 賞与引当金 | 12,100 |
| 固定資産 | 【 8,487,570 】 | 固定負債 | 【 2,622,414 】 |
| 有形固定資産 | 2,920,519 | 長期預り金 | 826,883 |
| 建物 | 2,317,582 | 退職給付引当金 | 236,251 |
| 構築物 | 3,274 | 修繕引当金 | 1,559,280 |
| 器具・備品 | 7,420 | | |
| 土地 | 592,241 | | |
| 無形固定資産 | 7,326 | 負債合計 | 2,777,904 |
| 電話加入権 | 1,189 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 6,136 | 株主資本 | 【 17,355,622 】 |
| 投資その他の資産 | 5,559,724 | 資本金 | 100,000 |
| 投資有価証券 | 5,255,494 | 資本剰余金 | 9,887,708 |
| 長期貸付金 | 2,680,435 | 資本準備金 | 4,067,132 |
| 更生債権等 | 2,005,301 | その他資本剰余金 | 5,820,576 |
| 保証金等 | 16,060 | 利益剰余金 | 7,367,914 |
| 預託積立資産 | 90,680 | その他利益剰余金 | 7,367,914 |
| その他の資産 | 191,753 | 別途積立金 | 6,628,000 |
| 貸倒引当金 | △ 4,680,000 | 繰越利益剰余金 | 739,914 |
| | | 純資産合計 | 17,355,622 |
| 資産合計 | 20,133,526 | 負債及び純資産合計 | 20,133,526 |

表-2

損益計算書

自:平成21年4月1日

至:平成22年3月31日

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 営業収益 | | |
| 賃 貸 料 | 746,899 | |
| 賃貸管理事業収入 | 418,493 | |
| 附帯事業収入 | 200,879 | |
| 駐 車 場 収 入 | 278,166 | 1,644,439 |
| 営業費用 | | |
| ビル関連事業 | 1,337,022 | |
| 駐 車 場 事 業 | 116,929 | 1,453,952 |
| 営業利益 | | 190,487 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息・配当金 | 158,280 | |
| 雑 収 入 | 1,676 | 159,956 |
| 営業外費用 | | |
| 支 払 利 息 | 4,300 | 4,300 |
| 経常利益 | | 346,143 |
| 特別利益 | | |
| 賞与引当金戻入益 | 2,243 | |
| 退職給付引当金戻入益 | 723 | 2,967 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 117 | 117 |
| 税引前当期純利益 | | 348,992 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,010 |
| 当期純利益 | | 346,982 |

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 決算事務について

(1) 税効果会計の適用を要するもの

金融庁所管企業会計審議会の「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、将来の課税所得と相殺可能(回収可能)な繰越欠損金等については、繰延税金資産として計上しなければならないとされ、将来回収可能な繰越欠損金に係る税効果会計の適用が要求されており、また、繰越欠損金の回収可能性如何については、日本公認会計士協会の「監査委員会報告第66号」において、主に繰越欠損金計上後の事業年度における課税所得計上見積額を基礎とした判断基準が示されている。

本法人においては、グループファイナンス事業に係る多額の貸倒引当金の計上という非経常的な要因により平成16年度から18年度に至る間において計約52億円の繰越欠損金を計上しているが、平成19年度から21年度に至る各事業年度においては、繰越欠損金と相殺可能な課税所得を毎事業年度計上し、繰越欠損金額の一部について回収可能性が認められたにもかかわらず繰延税金資産を計上していなかったため、平成23年度以降における繰越欠損金と相殺可能な各事業年度の課税所得計上額を見積もり、当該見積結果を基礎とした繰延税金資産を計上し、同意見書及び委員会報告に準拠した会計処理を実施されたい。

(2) 賞与引当金及び修繕引当金の計上について注意を要するもの

企業会計原則によれば、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れることとされている。

しかしながら、賞与引当金計上額については、当該計上額に係る会社負担分社会保険料相当額が、引当金計上要件を充足しているにもかかわらず未計上となっているので、合理的な概算額等を計上されたい。

また、大規模修繕工事費に備えるため約15億6千万円の修繕引当金を計上しているが、当該計上額中には、前年度中に引当対象工事が完了しているもの及び引当対象工事が既に大規模修繕工事の範疇から除外され通常の小規模修繕工事として実施されているものが含まれており、これらの工事に係る引当額は企業会計原則に示されている引当金計上要件を満たしていないので、当該引当額を取り崩し、適正な額を計上されたい。

(3) 退職給付引当金の計上について注意を要するもの

企業会計審議会の「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」及び日本公認会計士協会の「会計制度委員会報告第13号」によれば、企

業が企業年金制度等を採用している場合には、退職給付債務の金額から年金等資産の公正な評価額を控除した金額をもって計上すべき退職給付引当金とすることとされている。

しかしながら、本法人は適格退職年金制度及び中小企業退職金共済を採用しているにもかかわらず、退職給付債務額から当該年金等資産に係る評価額を控除せず退職給付引当金を計上しているため、適正な額を計上されたい。

(4) 未収収益の計上を要するもの

企業会計原則によれば、未収収益は当期の損益計算書に計上しなければならないとされており、預金利息等についても未収収益として計上することが求められている。

しかしながら、本法人においては有価証券及び預金の利息に係る未収収益を計上していないため、適正な額を計上されたい。

(5) 法定福利費の計上について注意を要するもの

企業会計原則によれば、すべての費用はその支出に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならないとされており、発生主義による費用計上が求められている。

しかしながら、本法人においては従業員給与に係る本法人負担分の健康保険料等、法定福利費について毎月の納付額を計上しているため、本来平成21年4月分から同22年3月分を計上すべきところ、平成21年3月分から同22年2月分を計上していたため、法定福利費を適正な会計年度に計上されたい。

2 経理事務について

(1) 固定資産の範囲を明確にする要のあるもの

本法人の経理規程では固定資産の範囲を有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産としか定めておらず、消耗性備品等費用処理することが妥当な少額減価償却資産との区分に関する規定が存在しないため、規定を整備し、固定資産の範囲を明確にされたい。

(2) 預り金の取扱いについて注意を要するもの

本法人は電信電話会社から船場センタービル及び船場パーキングに設置している公衆電話の利用料金回収等の管理を受託しており、当該公衆電話業務委託契約書に基づき、回収した料金を預り金勘定に計上し、そこから電信電話会社の請求金額を支払っている。本来、当該預り金は電信電話会社への支払及び本法人の手数料の収入が完了した時点で適切に経理処理しておれば、電信電話会社と本法人との事務処理対象期間の差異から生じる多少の過不足のみとなるものである。

しかしながら、当該預り金について平成21年度の総勘定元帳を確認したところ、残高が高額となっているため、適切な経理処理を行うよう注意されたい。

(3) 勘定科目の適用について注意を要するもの

租税特別措置法関係通達（法人税編）によれば、社内の行事に際して支出される金額等のうち従業員等（従業員等であった者を含む。）又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用は交際費等に含まれないとされているが、本法人の出金伝票を確認したところ、本法人の社員や元役員の葬儀に係る供花代の支出を交際費勘定で経理処理していたので注意されたい。

3 現金の管理等について

(1) 金庫内における現金の管理について注意を要するもの

本法人が経営している駐車場（船場パーキング）の事務所において、つり銭現金の補充用として金庫内に現金を所持しているが、つり銭現金（補充用）について検査したところ、設定金額の328,000円に対し現金在高が328,840円であったので、差額の840円について原因を調査し、所要の措置を講じられたい。

また、日々のつり銭現金残高を確認する帳簿が作成されていなかったため、当該帳簿を作成し、つり銭現金の管理について徹底されたい。

(2) 手持現金の取扱いについて注意を要するもの

本法人の経理規程によれば、手持現金の限度額は出納責任者が定めるとされているが、出納責任者が限度額を定めた決裁等の書類が見受けられなかったため注意されたい。

また、同規程によれば、出納責任者は日々の支払いにあてるため、手持現金を経理課及び事務所に置くことができるとされているが、総務課においても緊急資金と称する手持現金を所持しており、かつ、所持金額も月々の支出金額に対し過大であったため、当該資金について、定義や必要額等の規定を整備し適切に運用されたい。

4 契約方法について注意を要するもの

本法人の契約事務取扱要領によれば、指名競争入札が原則であり、条件を満たした場合のみ随意契約によることができるとされている。

しかしながら、契約案件の中に随意契約の条件を満たさないもの、また、随意契約の場合においても、2名以上の者から見積書を徴し比較検討することとなっているにもかかわらず、見積比較を行っていないものが見受けられたため注意されたい。

(意見)

本法人は、船場センタービルの賃貸業務及び駐車場業務を柱として事業を展開しているが、平成21年度決算においては、不況の継続に起因するテナント入居率の低迷、駐車場業務における事業規模の縮小、周辺駐車場の低料金化の進展等の要因により、営業収益が前期比14.5%減という厳しい結果となった。

また、平成22年度決算においては、グループファイナンス事業の残資金94億円を本市に返還することから、純資産が大幅に減少する状況ともなる。

今後においても、収益面では、景気の先行きが不透明なことから不動産市

場の急速な回復は期待し難く、また、駐車場の低料金化傾向も継続する可能性が高いと考えられ、費用面においても、老朽化の進む船場センタービルの大規模修繕に係る多額の修繕費が見込まれるなど、収支全般にわたり、厳しい経営環境が続くことが予想される。

このような中、本法人においては、収益の要である賃貸業務について、入居者確保のための賃貸料等の減免措置等の効果的な運用や船場センタービル及び周辺地域の活性化を促進するための各種イベントの積極的な実施等により、テナントの経営を支援し、入居率の向上に努め収益の確保を図られたい。なお、回収が滞っている賃貸料債権も散見されることから、より一層のリスク管理や債権回収業務に努めるとともに、貸倒引当金の計上についても検討されたい。

一方、駐車場業務については、同様の大規模駐車場が近隣地区に存在しないという立地上の有利性等を活かし、積極的な利用促進策を講じられたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成22年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

| | |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 木 下 吉 信 |
| 同 | 高 橋 諄 司 |
| 同 | 高 橋 敏 朗 |
| 同 | 高 瀬 桂 子 |

平成22年度出資団体監査結果報告の公表

(財団法人 大阪市建築技術協会)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年11月25日から同年12月17日まで

2 監査の対象

財団法人 大阪市建築技術協会

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、財団法人大阪市建築技術協会における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成21年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 寄附行為及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 受託事業にかかる出納事務及び精算事務が適正に行われているかについて確認した。
- ク 団体の所管局である都市整備局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第2 団体の概要

- 1 設立年月日
昭和56年7月1日
- 2 基本金
2,000万円（全額本市出えん）
- 3 役員数及び職員数（平成22年11月1日現在）
 - 理事 6名（うち4名は非常勤）
 - 監事 2名（非常勤）
 - 職員 115名（嘱託職員16名を含む。）
- 4 主な事業（平成21年度実績）
 - (1) 受託事業

ア 市設建築物等の改修工事等に係る業務

| | |
|------|-------|
| 一般営繕 | 314施設 |
| 学校 | 430校 |

イ 市設建築物等の保守・保安・点検等に係る業務

(ア) 電気設備保安業務

| | |
|------|-------|
| 一般営繕 | 226施設 |
| 学校 | 451校 |

(イ) 通信設備保守業務

| | |
|------|-------|
| 一般営繕 | 213施設 |
| 学校 | 64校 |

(ウ) 空調・消防・昇降機設備保守点検及びその他受託業務

| | |
|-------|-------|
| 空調設備 | 138施設 |
| 消防設備 | 784施設 |
| 昇降機設備 | 445施設 |

(2) 直営事業

ア 駐車場事業

| | |
|------|------|
| 10施設 | 562台 |
|------|------|

イ 建築確認・検査事業

| | |
|------|------|
| 建築確認 | 368件 |
| 中間検査 | 676件 |
| 完了検査 | 424件 |

5 決算状況

平成21年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表－1及び表－2のとおりである。なお、表－1及び表－2については、本法人の決算諸表を転載している。

表-1

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | 1,843,662,080 | 2,191,047,457 | △ 347,385,377 |
| 未収金 | 43,738,221 | 71,541,324 | △ 27,803,103 |
| 前払金 | 63,000 | 856,095 | △ 793,095 |
| 短期貸付金 | 60,000 | 0 | 60,000 |
| 流動資産合計 | 1,887,523,301 | 2,263,444,876 | △ 375,921,575 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | 118,406,626 | 119,543,707 | △ 1,137,081 |
| 特定資産合計 | 118,406,626 | 119,543,707 | △ 1,137,081 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 建物 | 9,538,410 | 10,079,328 | △ 540,918 |
| 建物附属設備 | 17,884,594 | 16,720,253 | 1,164,341 |
| 構築物 | 4,392,527 | 6,934,625 | △ 2,542,098 |
| 工具、器具及び備品 | 15,829,891 | 17,155,009 | △ 1,325,118 |
| ソフトウェア | 21,682,501 | 0 | 21,682,501 |
| 敷金 | 105,900,580 | 127,655,780 | △ 21,755,200 |
| 長期貸付金 | 0 | 300,000 | △ 300,000 |
| その他固定資産合計 | 175,228,503 | 178,844,995 | △ 3,616,492 |
| 固定資産合計 | 313,635,129 | 318,388,702 | △ 4,753,573 |
| 資産合計 | 2,201,158,430 | 2,581,833,578 | △ 380,675,148 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 1,841,552,820 | 2,188,891,361 | △ 347,338,541 |
| 未払費用 | 11,711,150 | 8,974,549 | 2,736,601 |
| 前受金 | 162,300 | 984,600 | △ 822,300 |
| 預り金 | 47,889,180 | 50,923,840 | △ 3,034,660 |
| 未払法人税等 | 120,000 | 828,500 | △ 708,500 |
| 賞与引当金 | 58,656,265 | 87,583,744 | △ 28,927,479 |
| 流動負債合計 | 1,960,091,715 | 2,338,186,594 | △ 378,094,879 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 118,406,626 | 119,543,707 | △ 1,137,081 |
| 固定負債合計 | 118,406,626 | 119,543,707 | △ 1,137,081 |
| 負債合計 | 2,078,498,341 | 2,457,730,301 | △ 379,231,960 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 寄付金 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| (うち基本財産への充当額) | (20,000,000) | (20,000,000) | 0 |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| 正味財産合計 | 102,660,089 | 104,103,277 | △ 1,443,188 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,201,158,430 | 2,581,833,578 | △ 380,675,148 |

表-2

正味財産増減計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 70,000 | 70,188 | △ 188 |
| 受託事業 | | | |
| 事業収益 | | | |
| 施設整備保全事業収益 | 5,185,921,075 | 5,556,762,168 | △ 370,841,093 |
| 雑収益 | | | |
| 雑収益 | 13,200 | 62,045 | △ 48,845 |
| 受託事業計 | 5,186,004,275 | 5,556,894,401 | △ 370,890,126 |
| 直営事業 | | | |
| 事業収益 | | | |
| 駐車場事業収益 | 81,990,480 | 98,919,640 | △ 16,929,160 |
| 建築確認・検査事業収益 | 44,873,112 | 67,456,630 | △ 22,583,518 |
| 雑収益 | | | |
| 受取利息 | 0 | 2,067 | △ 2,067 |
| 雑収益 | 157,604 | 146,224 | 11,380 |
| 直営事業計 | 127,021,196 | 166,524,561 | △ 39,503,365 |
| 経常収益計 | 5,313,025,471 | 5,723,418,962 | △ 410,393,491 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 受託事業 | | | |
| 事業費 | 4,983,808,964 | 5,388,953,309 | △ 405,144,345 |
| 人件費 | 691,251,476 | 919,037,519 | △ 227,786,043 |
| 報酬 | 280,500 | 573,741 | △ 293,241 |
| 福利厚生費 | 924,925 | 1,406,843 | △ 481,918 |
| 賃金 | 0 | 2,620,000 | △ 2,620,000 |
| 報償金 | 88,074 | 1,657,507 | △ 1,569,433 |
| 旅費 | 0 | 335,325 | △ 335,325 |
| 需用費 | 20,223,535 | 25,197,135 | △ 4,973,600 |
| 役務費 | 10,389,613 | 11,212,314 | △ 822,701 |
| 委託料 | 746,654,690 | 741,816,393 | 4,838,297 |
| 使用料・賃借料 | 133,793,277 | 196,011,336 | △ 62,218,059 |
| 工事請負費 | 3,325,819,279 | 3,422,998,457 | △ 97,179,178 |
| 分担金・会費 | 714,608 | 845,201 | △ 130,593 |
| 公租公課 | 44,794,393 | 54,943,231 | △ 10,148,838 |
| 減価償却費 | 8,874,594 | 10,298,307 | △ 1,423,713 |
| 管理費 | 202,013,890 | 165,252,740 | 36,761,150 |
| 人件費 | 175,937,648 | 147,647,395 | 28,290,253 |
| 報酬 | 305,556 | 37,340 | 268,216 |
| 福利厚生費 | 0 | 3,486 | △ 3,486 |
| 報償金 | 631,870 | 211,059 | 420,811 |
| 旅費 | 157,408 | 13,903 | 143,505 |
| 需用費 | 2,397,372 | 2,237,069 | 160,303 |
| 役務費 | 1,381,902 | 895,757 | 486,145 |
| 委託料 | 8,088,201 | 3,855,664 | 4,232,537 |
| 使用料・賃借料 | 12,234,344 | 9,187,778 | 3,046,566 |
| 工事請負費 | 0 | 547,689 | △ 547,689 |
| 分担金・会費 | 61,060 | 79,969 | △ 18,909 |
| 公租公課 | 61,275 | 39,645 | 21,630 |
| 減価償却費 | 757,254 | 495,986 | 261,268 |
| 受託事業計 | 5,185,822,854 | 5,554,206,049 | △ 368,383,195 |

| | | | |
|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 直営事業 | | | |
| 事業費 | 116,606,157 | 149,068,225 | △ 32,462,068 |
| 駐車場事業 | 78,663,881 | 95,885,773 | △ 17,221,892 |
| 人件費 | 12,707,572 | 15,121,923 | △ 2,414,351 |
| 報酬 | 0 | 4,281 | △ 4,281 |
| 福利厚生費 | 0 | 5,860 | △ 5,860 |
| 報償金 | 1,196,376 | 24,197 | 1,172,179 |
| 旅費 | 0 | 1,591 | △ 1,591 |
| 需用費 | 1,730,660 | 1,680,102 | 50,558 |
| 役務費 | 2,072,016 | 2,141,105 | △ 69,089 |
| 委託料 | 3,005,549 | 4,777,663 | △ 1,772,114 |
| 使用料・賃借料 | 1,252,053 | 964,539 | 287,514 |
| 工事請負費 | 120,750 | 57,496 | 63,254 |
| 分担金・会費 | 90,388 | 208,623 | △ 118,235 |
| 公租公課 | 2,743,218 | 3,610,397 | △ 867,179 |
| 納付金 | 51,597,505 | 64,925,581 | △ 13,328,076 |
| 減価償却費 | 2,147,794 | 2,362,415 | △ 214,621 |
| 建築確認・検査事業 | 37,942,276 | 53,182,452 | △ 15,240,176 |
| 人件費 | 21,996,921 | 35,835,003 | △ 13,838,082 |
| 報酬 | 0 | 21,404 | △ 21,404 |
| 福利厚生費 | 54,704 | 221,390 | △ 166,686 |
| 賃金 | 49,770 | 1,133,010 | △ 1,083,240 |
| 報償金 | 128,508 | 120,986 | 7,522 |
| 旅費 | 20,000 | 29,104 | △ 9,104 |
| 需用費 | 894,832 | 2,803,192 | △ 1,908,360 |
| 役務費 | 1,432,485 | 1,329,882 | 102,603 |
| 委託料 | 3,319,232 | 3,670,610 | △ 351,378 |
| 使用料・賃借料 | 6,838,902 | 7,488,732 | △ 649,830 |
| 工事請負費 | 2,900,100 | 0 | 2,900,100 |
| 分担金・会費 | 271,323 | 283,638 | △ 12,315 |
| 公租公課 | 6,904 | 8,403 | △ 1,499 |
| 減価償却費 | 28,595 | 237,098 | △ 208,503 |
| 管理費 | 8,373,532 | 6,637,246 | 1,736,286 |
| 駐車場事業 | 2,794,186 | 2,504,271 | 289,915 |
| 人件費 | 2,197,886 | 2,210,847 | △ 12,961 |
| 報酬 | 6,111 | 622 | 5,489 |
| 福利厚生費 | 0 | 58 | △ 58 |
| 報償金 | 12,691 | 3,518 | 9,173 |
| 旅費 | 3,148 | 232 | 2,916 |
| 需用費 | 56,080 | 37,285 | 18,795 |
| 役務費 | 32,327 | 14,929 | 17,398 |
| 委託料 | 179,185 | 64,262 | 114,923 |
| 使用料・賃借料 | 286,183 | 153,130 | 133,053 |
| 工事請負費 | 0 | 9,128 | △ 9,128 |
| 分担金・会費 | 1,428 | 1,333 | 95 |
| 公租公課 | 1,433 | 661 | 772 |
| 減価償却費 | 17,714 | 8,266 | 9,448 |
| 建築確認・検査事業 | 5,579,346 | 4,132,975 | 1,446,371 |
| 人件費 | 5,241,296 | 3,853,167 | 1,388,129 |
| 報酬 | 18,333 | 3,112 | 15,221 |
| 福利厚生費 | 0 | 290 | △ 290 |
| 報償金 | 38,071 | 17,588 | 20,483 |
| 旅費 | 9,444 | 1,135 | 8,309 |
| 需用費 | 5,156 | 189,635 | △ 184,479 |
| 役務費 | 60,368 | 45,531 | 14,837 |
| 委託料 | 197,689 | 16,348 | 181,341 |
| 使用料・賃借料 | 0 | 93 | △ 93 |
| 分担金・会費 | 1,395 | 238 | 1,157 |
| 公租公課 | 1,477 | 1,163 | 314 |
| 減価償却費 | 6,117 | 4,675 | 1,442 |
| 直営事業計 | 124,979,689 | 155,705,471 | △ 30,725,782 |
| 経常費用計 | 5,310,802,543 | 5,709,911,520 | △ 399,108,977 |
| 当期経常増減額 | 2,222,928 | 13,507,442 | △ 11,284,514 |

| | | | |
|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 雑収入 | 1,258,028 | 0 | 1,258,028 |
| 経常外収益計 | 1,258,028 | 0 | 1,258,028 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 雑支出 | 4,804,144 | 2,688,352 | 2,115,792 |
| 経常外費用計 | 4,804,144 | 2,688,352 | 2,115,792 |
| 当期経常外増減額 | △ 3,546,116 | △ 2,688,352 | △ 857,764 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 1,323,188 | 10,819,090 | △ 12,142,278 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 120,000 | 828,500 | △ 708,500 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 1,443,188 | 9,990,590 | △ 11,433,778 |
| 一般正味財産期首残高 | 104,103,277 | 94,112,687 | 9,990,590 |
| 一般正味財産期末残高 | 102,660,089 | 104,103,277 | △ 1,443,188 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 122,660,089 | 124,103,277 | △ 1,443,188 |

注) 前年度決算額は、前年度の正味財産増減計算書の科目を当年度決算額の科目に対応させて組み替えて表示している。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 総勘定元帳の記帳等について注意を要するもの

公益法人会計の内部管理事項として備えることとなっている総勘定元帳については、公益法人会計基準によれば、正規の簿記の原則に従って正確に作成しなければならないこととされているが、本法人の総勘定元帳には、「基本財産 定期預金」、「特定資産 退職給付引当資産」の両科目の記帳が行われていなかったので注意されたい。

また、総勘定元帳に記載された金額と伝票の金額が一致していないものが見受けられたので注意されたい。

2 資産への計上を要するもの

本法人では、印紙税について印紙税納付計器（以下「計器」という。）により納付する方法を採っている。これは、あらかじめ税務署に納付した印紙税相当額が計器に表示され、その範囲内でこの計器により課税文書に納付印を押すことができ、納付印の金額に応じて計器の表示額が減額されるものである。

本法人では、あらかじめ税務署に納付した金額を全額費用として計上しているが、年度末における計器の残額が多額となっており、当該年度に印紙税として使用していない現金が多く存在している。適正な資産計上、費用計上を行う観点から、年度末における計器の残額については、費用ではなく、資産に計上するよう注意されたい。

3 賞与引当金の会計処理について注意を要するもの

本法人の平成20年度決算では、職員の賞与の支給に備えるため、平成21年6月の賞与支給見込額のうち平成20年度の負担とする額を賞与引当金として計上している。これにより、賞与引当金の額は平成20年度の費用としてすでに計上されているが、平成21年6月の賞与支給時には、支給額全額を費用に計上する会計処理が行われていた。賞与引当金は、平成21年度末に取崩が行われているが、賞与支給時から年度末までの間、平成20年度決

算時点の賞与引当金が計上されたままとなり、費用が過大に計上された状態となっていたので、賞与引当金については、当該賞与の支給時に取崩を行うよう注意されたい。

4 手持現金について

(1) 手持現金に関する規定について注意、改善を要するもの

本法人の経理規程によれば、毎日の現金支払または釣銭に充てるため、理事長が必要と認める部又は課に、別に定める範囲内の手持現金を置くことができるとされているが、手持現金を置くことができる部課及び金額について定めた文書が存在していなかったため注意されたい。

また、手持現金について、使用可能な経費の種類や一回あたりの使用上限額など運用方法等に関する規定が設けられていないので、適正な運用を行うため、運用方法等について規定するよう改善されたい。

(2) 手持現金の保管額について見直しを要するもの

本法人では、毎日の現金支払に充てるため、総務部総務課で10万円の手持現金を保管、運用している。運用状況を見ると、毎月末に当該月の使用額を補充し、翌月初めには保管額を10万円に戻す取扱いが行われている。

しかしながら、平成21年度の手持現金の使用額は、年間を通じて87,667円、1か月間の使用実績も最も多い月で18,540円となっており、月初に繰戻が行われている点も考え合わせると、10万円の保管額は過大であると考えられる。

現金の安全管理の観点からも、保管額について見直しを行われたい。

5 契約保証金の還付について注意を要するもの

本法人の経理規程によれば、契約保証金は、契約者が債務を履行した後、還付することとされている。しかしながら、本法人が工事業者から預った契約保証金のうち、平成21年10月に工事が完了し、翌月に工事代金の支払を行っているものについて、平成21年度決算時点で預り金として計上されたままとなっており、平成21年度末時点で還付されていないものが見受けられたので、預り金の管理を徹底し、契約保証金の還付漏れのないよう注意されたい。

6 委託料の請求について注意を要するもの

外郭団体等に対する委託料の請求において、受託業務の完了日から相当期間経過して委託料の請求を行っているものが見受けられた。

業務完了後、速やかに委託料の請求を行うよう注意されたい。

7 本市からの受託業務に係る委託料の精算方法について改善を要するもの

本法人は、本市から市設建築物の整備保全業務を受託しており、委託料については、両者の間で取り交わした協定に基づき実費弁償方式としている。

当該委託料は、工事費、設計費、監理費、事務費で構成されており、工事の主管局が都市整備局を経由して負担する仕組みとなっている。

委託料のうち工事費に相当する部分は、本法人が工事を実施しないため、本法人が工事の請負業者に支払った金額がそのまま委託料となるが、設計費、監理費、事務費については、工事費を基に算出した金額となっている。このうち設計費、監理費については、業務量を適正に反映した金額となるよう工事の予定価格を用いて算出しているが、事務費については、工事の契約金額を用いて算出している。

本法人と本市との間で、整備保全業務を実費弁償方式としていることから、実費に相当する額を本市から委託料として収入しているが、入札落ち等の影響により変動する契約金額を事務費の算出に用いる現在の方法は、実費弁償の考え方と整合しないと考えられるので改善されたい。

(意見)

1 整備保全業務における概算見積額の精度の向上について

本法人が本市から受託している整備保全業務を実施する際、事前に工事費等の概算見積を行い、工事の主管局から都市整備局を経由して概算見積額の前払いを受け、業務を実施している。業務完了後に剰余が生じた場合には、剰余額を返還しているが、返還額が多額となっているものが見受けられた。

工事契約の入札落ち等により剰余が生じるケースはやむを得ないと考えられるが、剰余額の返還を行っているもののなかには、工事の予定価格の段階で概算見積額を大きく下回っているものが見受けられた。

本市各局が前払いで支払った概算見積額は、当該業務が終了するまで返還されないので、適切な前払金となるよう概算見積の精度を向上し、概算見積額と予定価格との乖離を最小限に抑えるよう努力されたい。

2 受託業務に係る実費弁償方式について

本法人では、本市等から受託する整備保全業務について実費弁償方式を採用しており、受託業務全体で収支差額を発生させない会計処理が行われている。以前は、決算時点における剰余額を本市に返還することにより収支差額が発生しない処理が行われていたが、平成21年度から工事費や設計費等の一定割合で算出した額を行政的業務等に係る実費と位置づけて収入する方法に改めたことにより、受託業務全体で収支差額を発生させないようにするためには、実際の支出額に合わせた収入額となるよう、本市から収入する委託料を調整しなければならない実態となっている。平成21年度の場合、年度途中（平成22年3月8日）において、委託料の算出に用いる諸経費率を下げ、収入額の抑制を図るほか、決算において受託事業と直営事業の費用の振替を行うなどの方法により、収支差額を発生させないこととしているが、これらの方法は、委託料の公平性や適正な費用計上の観点から適切な方法とは言い難い。

そもそも、このような調整を行わずに受託業務の収支差額をなくすことは現実的に不可能であり、加えて、外郭団体等からの受託業務については諸経費率等の調整も行われておらず、受託事業を個別に見た場合、実費の

考え方に統一性を欠く状況となっている。

本法人は、本市との役割分担のもと公共施設の整備保全を行っており、受託事業において利益を生じさせない仕組みとして実費弁償方式を維持していくのであれば、早急に実費の考え方を検証し、合理的な実費弁償の方法を構築するよう取り組まれない。

なお、本法人の平成21年度末における一般正味財産の残高102,660,089円には、本法人が設立された昭和56年度から平成元年度までの本市からの受託業務に係る剰余金が41,164,225円含まれているが、本市からの受託業務については実費弁償方式であるので、所管局である都市整備局とも協議し、当該剰余金の処理について検討されたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成22年度財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

| | |
|---------|------|
| 大阪市監査委員 | 木下吉信 |
| 同 | 高橋諄司 |
| 同 | 高橋敏朗 |
| 同 | 高瀬桂子 |

平成22年度財政援助団体監査結果報告の公表

(株式会社 大阪シティドーム)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年11月25日から同年12月17日まで

2 監査の対象

株式会社 大阪シティドーム

(当該団体への財政的援助に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、株式会社大阪シティドームに対して、本市が交付した補助金について、出納その他の事務及び補助金に係る所管局の事務が適正に行われているかという観点から、主として平成21年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

ア 補助金の交付申請手続等は適正か。

イ 補助金の対象となった事業は、交付条件に従って実施され、十分な

効果が上げられているか。

ウ 補助金に関する出納関係帳票の整備、記帳及び会計経理は適正か。

また、領収書等の整備、保存は適切か。

エ 実績報告は適正に行われているか。

オ 所管局において、補助金額の確定は適正に行われているか。

カ 所管局から団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

ア 補助金の交付申請手続等が要綱等に準拠して適正に行われているかについて、要綱等と交付申請書、交付決定通知書との照合により確認した。

イ 補助金の交付条件を遵守して事業が実施されているかについて、実績報告書等に基づき確認するとともに、補助金の効果について確認した。

ウ 補助金の收受及び支払の事実が出納関係帳票に正確に記帳されているかについて、要綱、交付申請書、実績報告書等と出納関係書類等との照合により確認した。

エ 実績報告書が要綱等に準拠して提出されているか、また、報告書の記載内容に誤りがないかについて、出納関係書類等との照合により確認するとともに、補助金はその目的以外に流用されていないかについて確認した。

オ 所管局である計画調整局において、補助金額の確定が実績報告書等に基づき適正に行われているかについて確認した。

カ 所管局である計画調整局が、補助金の執行状況及び効果について把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているかについて確認した。

第2 団体及び補助金の概要

1 団体の概要

(1) 設立年月日

平成4年1月28日

(2) 役員数及び従業員数（平成22年11月1日現在）

取締役 6名（うち2名は非常勤）

監査役 1名

従業員 49名（嘱託4名を含む。）

(3) 主な事業

ア 多目的ドームの経営及び管理

イ スポーツ等各種イベントの企画、制作及び運営

ウ 飲食店、物販店の経営

エ 貸店舗の経営・管理

オ 駐車場経営及び管理

2 補助金の概要

今回の監査の対象である平成21年度補助金の概要は、表－1のとおりである。

表－1 平成21年度補助金の概要

(単位：円)

| 補助金の名称 | 補助の対象となる事業、経費 | 補助金の額 |
|---------------------------|--|------------|
| 大阪ドーム公的施設管理運営補助金 | ドーム外周に設置された公的施設（以下「施設」という。）の管理運営に係る経費への補助 (対象経費) 1 施設の管理運営業務直接費 2 施設に係る光熱水費 3 施設の保守管理費 4 施設の管理運営に係るその他雑費 | 38,387,000 |
| 大阪ドームアマチュアスポーツ施設利用に対する補助金 | アマチュアスポーツの施設利用に対する補助 (対象事業) 主な参加者が当該スポーツを職業とせず、且つ報酬を受け取らないで行う事業で以下の何れかに該当するもの 1 ルールに則り運営され、競技性のあるもの 2 アマチュアスポーツの振興と選手の育成（鍛錬、体力づくりを含む）を目的としたスポーツ教室 3 その他、大阪市がアマチュアスポーツ振興に必要と認められる事業 (対象経費) 大阪ドームアリーナをアマチュアスポーツに利用する際の使用料と正規使用料との差額の2分の1又は正規アリーナ使用料金の3分の1のうち低い方の額 | 85,867,000 |

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 補助金交付要綱の規定について

【計画調整局に対して】

(1) 定義等を明確にする要のあるもの

大阪ドーム公的施設管理運営補助金（以下「公的施設補助金」という。）交付要綱では、本補助金の対象となる公的施設について、「外周デッキ」を指すと規定されているが、「外周デッキ」の範囲が示されていないので明確にされたい。

また、大阪ドームアマチュアスポーツ施設利用に対する補助金（以下「アマチュアスポーツ補助金」という。）交付要綱では、補助対象経費は補助事業者が徴収した使用料と、正規使用料の差額の2分の1またはアマチュアスポーツ施設利用にかかる正規アリーナ使用料金の3分の1のうち低い方の額とされている。当該規定における補助事業者が徴収した「使用料」とはアリーナの使用料を示すとのことであるが、本法人ではアリーナ使用料以外に付帯設備等に係る使用料も徴収しているため、

「使用料」の定義を明確にされたい。さらに、当該規定における「正規使用料」及び「アマチュアスポーツ利用にかかる正規アリーナ使用料金」については同一の内容を示すとのことであるが、用語が相違しているので統一されたい。

(2) 実績報告書の添付書類の規定について改める要のあるもの

アマチュアスポーツ補助金の額を確定するためには本法人が利用者から徴収した額を確認することが必要であり、確認書類の一つとして要綱では実績報告書に「領収書又は領収書に代わる根拠資料」の添付を規定している。しかしながら、「領収書又は領収書に代わる根拠資料」では、利用者から徴収した額は確認できず、添付書類としては適切でないので利用者から徴収した額を確認できる書類に改められたい。

2 補助金の交付決定について注意を要するもの

【計画調整局に対して】

公的施設補助金交付要綱及びアマチュアスポーツ補助金交付要綱によれば、それぞれ補助金の交付の申請が到達してから原則30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定をするものとされている。

しかしながら、平成21年3月27日付で本法人から提出されたそれぞれの補助金の交付申請書について、本市が交付の決定を行ったのはいずれも平成21年5月22日であり、交付の決定が遅れていたもので注意されたい。

3 補助金額の確定について

(1) 補助対象経費の算定根拠について改善を要するもの

【本法人及び計画調整局に対して】

公的施設補助金の補助対象経費について、実績報告書を確認したところ、補助対象経費のうち警備費については、本法人の年間警備費総額を公的施設の警備に要する標準時間に基づき按分し算定していたが、当該標準時間の根拠が明確でなかったため、根拠を明確にされたい。また、エスカレーター及びエレベーターの動力費については、平成12年度の実測による稼働時間に基づき算定していたが、相当な期間が経過しているので、現状に即した稼働時間に基づき算定されたい。

なお、補助対象経費の算定根拠については、補助金額の確定にあたっての重要な要素であるので、計画調整局においては、算定根拠の確認を徹底されたい。

(2) 補助対象について注意を要するもの

【本法人及び計画調整局に対して】

アマチュアスポーツ補助金交付要綱の規定によれば、補助対象経費は「補助事業者が徴収した使用料」を用いて算定する取扱とされている。しかしながら、本法人の平成22年3月31日付の実績報告書において、使用料を徴収し補助対象としているもののうち、報告日時点では使用料が徴収されていないものが見受けられたので注意されたい。

また、計画調整局では、当該実績報告書に基づき補助金額を確定していたので注意されたい。

(3) 補助金額の確定のための現地調査について注意を要するもの

【計画調整局に対して】

公的施設補助金交付要綱によれば、実績報告書に添付する書類のうち、領収書又は領収書に代わる根拠資料については、補助事業者が事務処理上提出することができないと認められるもの等は現地調査を行うとされており、計画調整局は本法人の申出を受け、当該書類について現地調査を行っている。

しかしながら、現地調査報告書を確認したところ、原本の確認が可能であるにもかかわらず、写しによる確認しか行っていないものが見受けられたので注意されたい。

4 補助金の交付申請及び実績報告における端数処理について注意を要するもの

【本法人及び計画調整局に対して】

本法人が提出したアマチュアスポーツ補助金の交付申請書及び実績報告書では、補助対象額を算定する過程で千円未満の端数を四捨五入して計算しており、計画調整局は当該交付申請書及び実績報告書に基づき補助金の交付の決定及び補助金額の確定を行っていたが、要綱では端数処理について定められていないので注意されたい。

5 植栽の維持管理について注意を要するもの

公的施設補助金の対象経費には植栽の維持管理費が含まれており、本法人は植栽の維持管理について業務委託を行っている。当該業務委託の契約書には「樹木リスト」及び「内訳書」が添付されており、それぞれに植栽の本数及び面積が記載されているが、これらの数量について合致しないものが見受けられたので、調査のうえ、管理すべき植栽の数量について正確に把握されたい。

(意見)

【本法人及び計画調整局に対して】

大阪ドームアマチュアスポーツ施設利用に対する補助金は大阪ドームでのアマチュアスポーツ振興を目的として平成13年度に創設されたものであり、平成21年度に本補助金の対象となったアマチュアスポーツはイベント数では15回、実施日数では35日となっている。

本市では、補助金について「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、3～4年ごとに必要性や効果を検証し続けるとしており、計画調整局の検証によれば本補助金はアマチュアスポーツのイベント回数及び日数を毎年維持していることから、十分効果があるとしている。

しかしながら、補助金は、その性質上、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くには市民の税金が使われていることから、より高い補助効果が求められている。

このような補助金の性質に鑑み、本補助金が市民の理解を十分に得るよう、本法人においては、本補助金を活用した大阪ドームでのアマチュアスポーツのさらなる振興に努められたい。また、計画調整局においては、本市からの補助がより効果的なものとなるよう本法人に対する指導監督等に努められたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成22年度財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成23年3月11日

| | |
|---------|------|
| 大阪市監査委員 | 木下吉信 |
| 同 | 高橋諄司 |
| 同 | 高橋敏朗 |
| 同 | 高瀬桂子 |

平成22年度財政援助団体監査結果報告の公表

(財団法人 大阪府中小企業勤労者福祉サービスセンター)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成22年11月25日から同年12月17日まで

2 監査の対象

財団法人 大阪府中小企業勤労者福祉サービスセンター

(当該団体への財政的援助に関係する所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、財団法人大阪府中小企業勤労者福祉サービスセンターに対して、本市が交付した補助金について、出納その他の事務及び補助金に関係する所管局の事務が適正に行われているかという観点から、主として平成21年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

ア 補助金の交付申請手続等は適正か。

イ 補助金が補助目的以外に流用されていないか、また、出納関係帳票の整備、記帳及び会計経理は適正か。領収書等の整備、保存は適切か。

ウ 実績報告、精算報告は適正に行われているか。

エ 所管局において、補助金額の確定は適正に行われているか。

オ 所管局から団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

ア 補助金の交付申請手続等が要綱等に準拠して適正に行われているかについて、要綱等と交付申請書、交付決定通知書との照合により確認した。

イ 補助金の収受及び支払の事実が出納関係帳票に正確に記帳されているかについて、要綱、交付申請書、実績報告書等と出納関係書類等との照合により確認した。

ウ 実績報告書、精算報告書が要綱等に準拠して提出されているか、また、報告書の記載内容に誤りがないかについて、出納関係書類等との照合により確認するとともに、補助金はその目的以外に流用されていないかについて確認した。

エ 所管局である経済局において、補助金額の確定が実績報告書等に基づき適正に行われているかについて確認した。

オ 所管局である経済局が、補助金の執行状況及び効果について把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているかについて確認した。

第2 団体及び補助金の概要

1 団体の概要

(1) 設立年月日

昭和50年7月8日

(2) 基本金

基本金43,420千円（うち本市出せん金5,000千円〔11.5%〕）

(3) 設立目的

大阪市内の中小企業の従業員及び事業主の福祉の充実を図ることを目的とする。

(4) 役員数及び職員数（平成22年11月1日現在）

理事 14名（うち常勤1名）

監事 2名（非常勤）

職員 6名（嘱託職員2名を含む。）

(5) 主な事業（平成21年度実績）

ア 慶弔給付事業

イ 厚生事業

ウ 生活資金の貸付あっせん事業

エ 健康管理事業

オ 退職金共済事業

カ 情報提供事業

2 補助金の概要

今回の監査の対象である平成21年度補助金の概要は、表-1のとおりであ

る。

表－1 平成21年度補助金の概要

| 補助金の名称 | 補助の対象となる経費 | 補助金額 |
|-------------------------------|---|-------------|
| 大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営事業補助金 | 財団法人大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理運営費のうち、人件費（役員報酬、給与・手当、福利厚生費、退職給与引当金繰入金支出）、管理維持費（旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、消耗什器備品費、印刷製本費、負担金支出金、委託料、会議費、手数料、賃貸料、報償費）とする。 補助率：9/10以内 補助限度額：72,000,000円 | 72,000,000円 |

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 補助対象経費の会計処理等について

(1) 福利厚生費の計上について注意を要するもの

本法人では、職員に対する災害補償として、労働者災害補償保険法の定める労災保険のほか、別途、労働者災害総合保険（法定外補償）に加入し、福利厚生費として費用計上を行っていたが、法人の任意加入による保険料を補助対象経費として計上するのは適切でないので注意されたい。

(2) 経費の年度帰属等について注意を要するもの

平成21年度に購入した謝礼用の商品券の一部について、未使用であるにもかかわらず報償費として計上していたものが見受けられたので注意されたい。

また、補助対象経費に計上されていたもののうち、過年度の経費であったものなど、当年度の補助対象経費に計上することが不適切と考えられるものが見受けられたので注意されたい。

(3) 旅費の支給について注意、改善を要するもの

本法人の経理規程によれば、概算払で旅費の支給を受けた者は支払完了後又は用務終了後、すみやかに精算書を提出することとされているが、精算が行われていなかったので注意されたい。

また、本法人では本市条例等に準じて旅費を支給しているが、本市条例等に準じた金額となっていないものが見受けられた。本法人では旅費に関する具体的な規定が設けられていないので、旅費に関する規定を整備し、規定に基づいた適正な支給を行うよう改善されたい。

(4) 超過勤務手当の支給について注意を要するもの

本法人の職員が休日勤務を行い、代休を取得しなかった場合に超過勤務手当の支給対象となるにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていない事例が見受けられた。また、超過勤務手当が支給されている場合でも、労働基準法に定める休日割増での支給が行われていなかった。さらに、休日勤務を行うことによって週の所定労働時間が40時間を超えている場合に、労働基準法に定める割増賃金が支給されていなかった。

本法人が執行する人件費については補助対象経費であり、正確な計上
が求められるので注意されたい。

(5) 労働保険料の決算処理について注意を要するもの

労働保険料については、1年間の保険料を概算で支払うため、本法人
では支払った概算保険料を仮払金に計上している。当該保険料は年度末
に確定するため、計上した仮払金については、決算処理で確定額を福利
厚生費として費用に計上すべきであるが、平成21年度の決算では費用計
上されていなかったもので注意されたい。また、仮払金として計上してい
る額についても誤った計上額となっていたので注意されたい。

(6) 補助対象経費として計上すべきもの

本法人の決算で、補助対象経費とならない雑費に計上しているもの
のうち、補助対象となる科目に計上することが適切と考えられる経費が見
受けられたので、補助対象経費の正確な計上を行われたい。

2 補助金の交付決定について注意を要するもの

【経済局に対して】

「大阪市『財団法人大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運
営事業』補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によれば、同補
助金の交付決定は交付申請が到達してから40日以内に行うこととされてい
るが、交付決定は交付申請が到達してから40日を大きく経過して行われて
いた。交付要綱を遵守し、40日以内に交付決定するよう注意されたい。

3 その他の事務処理等について

(1) 現金及び切手の管理について注意を要するもの

本法人の手持現金等の検査を行ったところ、手持現金の在 high は17,837
円であり、帳簿残高の15,463円と合致していなかった。また、切手につ
いても、保管枚数と帳簿の残数が相違していた。さらに切手の保管場所
に現金240円が混在していたので、これらの原因を調査し、所要の措置
を講じられたい。

(2) 現金の残高照合等について注意を要するもの

本法人の経理規程によれば、事務局長が金銭の出納及び保管を行い、
また、日々の手持現金残高と金銭出納簿及び銀行預金の月末残高と銀行
預金出納簿の照合を行うこととされている。

しかしながら、入金に関する仕訳票の決裁がその都度行われておら
ず、決算期にまとめて事務局長の決裁が行われており、出金に関する仕
訳票の決裁についても押印もれが数件見受けられた。また、金銭出納簿
等について、事務局長による照合が行われていなかったもので注意されたい。

(意見)

1 補助金交付要綱の見直しについて

【経済局に対して】

本補助金は、本法人の運営にかかる事業費の補助であり、補助対象とな

っている事業は年度末に完了する。交付要綱の規定に基づけば、本法人は補助事業が完了した年度末に「実績報告書」を市長に提出し、市長はその報告内容が補助金の交付条件に適合するか調査した後、「補助金額確定通知書」により本法人に通知し、当該通知を受けた本法人が年度の末日に「補助金精算書」を作成することとなる。

交付要綱の規定を遵守すると、年度末の一日でこれらすべてを行わなければならない、交付要綱の規定がそもそも実現困難な内容になっていると考えられるので、適正な補助金の交付事務を行うために必要な期間等に十分配慮した交付要綱の見直しを検討されたい。

2 補助金を有効に活用した今後の運営について

本法人は、大阪市内の中小企業勤労者等の福祉の充実を図ることを目的として事業を実施しており、当該目的を達成するために必要な管理運営に係る事業費補助を受けることによって、会費収入を福利厚生事業に重点的に充て、魅力ある福利厚生事業を実施することで、より多くの中小企業勤労者等の福祉の充実を図り、本市の産業振興施策のひとつである中小企業勤労者福利厚生対策の推進に寄与しているところである。

本法人の会員数は毎年拡大しており、本補助金についても一定の効果を上げていると考えられるが、本補助金の財源には市民の税金が使われていることから、本法人に対する補助金の必要性については、市民の理解が十分得られるものでなければならない。そのためにも、補助金の効果がより広範なものとなるよう、さらなる会員数の拡大に取り組むとともに、補助金を最大限有効に活用し、福利厚生事業の充実を図られたい。

また、平成24年度までの間で、補助金を段階的に補助対象経費の2分の1に削減することが検討されているので、本法人においては、今後、運営費の縮減を図り、安定的な経営を継続できるよう努力されたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月11日

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 大阪市監査委員 | 木 | 下 | 吉 | 信 | |
| 同 | | 高 | 橋 | 諄 | 司 |
| 同 | | 高 | 橋 | 敏 | 朗 |
| 同 | | 高 | 瀬 | 桂 | 子 |

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 平松 邦夫

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

措置状況報告書

報告監22の第32号

監査の対象：平成22年定期監査等 ゆとりとみどり振興局所管の土木及び建築に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管局：ゆとりとみどり振興局

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針等 | 措置状況等 (通知を受けた日) |
|--|--|----------------------------|
| <p>1 小規模工事・施設修繕等について</p> <p>(1) 随意契約及び業者選定について注意・改善を要するもの</p> <p>契約管財局作成の「随意契約ガイドライン」によれば、地方自治法施行令第167条の2第1第5号の緊急の必要による随意契約(以下「5号随契」という。)が適用できるのは、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続を取ることで、時期を失い、市民生活に支障を来すなどの場合としている。さらに、適用にあたり、乱用を防止するための留意点として、工事はあくまで応急措置であること、日常管理の不備によるものは再発防止に向けた原因の整理を行うこと、また、比較見積を行うなど適切な業者選定を行う必要があるとしている。</p> <p>今回、小規模工事・施設修繕等(以下「修繕等」という。)について監査したところ、平成21年度契約分として抽出した47件のうち、44件が比較見積を行わない5号随契であった。</p> <p>しかしながら、これら契約の半数程度が危険回避の応急措置を行ってからの復旧や改善措置であり、競争入札による契約ができたものと考えられる。</p> <p>内容についても、施設の日常管理を適切に行わずに老朽化が進行し発生したと見られる不具合の修繕が多く、本来であれば計画的に補修を行うべきところ、5号随契を適用して修繕を行うことが常態化しているように見受けられた。</p> <p>また、業者選定について、監査を行った契約では、実績のある複数の業者から任意に選定していたが、平成22年6月から補修業者を公募し、作成したリストの中から恣意的にならないよう選定をしているとのことであるが、比較見積については依然として、緊急の場合には仕様書が作成できないとの理由で行っていない。</p> <p>今後は、施設の日常管理を適切に行い、時間的余裕を持って修繕等の契約を行うとともに、緊急の場合においても、適用する工事の範囲を最小限のものとし、適正に随意契約を行うよう注意されたい。また、仕様書の作成方法を工夫するなどし、可能な限り比較見積</p> | <p>老朽化施設等の修繕については、今後、建築物の定期点検により計画修繕表を作成し、計画的に修繕が出来るよう予算確保に努めてまいります。</p> <p>建物等緊急を要する工事については、事務処理方法を定めた「建物緊急修繕実施・検査マニュアル要綱」を作成し、平成22年11月8日付けで関係部署に対し通知を行いました。</p> <p>緑化推進部においては、平成22年11月2日～平成22年11月5日にかけて、局内の工事関係職員等を対象にした研修を実施し、監査指摘事項等の報告を行うとともに、上記マニュアル(案)の説明も行い、事務手続の適正化について監督職員に周知徹底をしました。</p> <p>(平成22年11月8日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 11)</p> |

| | | |
|--|---|------------------------------|
| <p>により業者選定するよう改善されたい。</p> <p>(2) 緊急時の契約について注意を要するもの 契約管財局作成の「随意契約ガイドライン」によれば、設計書、仕様書等間に合わない場合は、契約相手方と緊急実施指示書、承諾書を交わし、準備出来次第指示承諾した日を契約日とした契約手続を行うこと、また、緊急を要する場合であっても、比較見積が行うことができないか、可能な限り検討することとしている。</p> <p>今回監査した「台風18号に伴う瓜破南大和川公園他2公園仮設便所一時撤去工事」は、台風の接近により河川敷の公園に設置されている仮設型の便所を一時撤去・復旧するものであり、緊急を要する工事であることから、平成21年10月7日に請負者に指示を行い、作業終了後の10月21日に完成検査を行っていた。</p> <p>しかしながら、施工の指示については口頭により行っており、書面による指示書、承諾書を交わしていなかった。さらに、実施及び経費の支出の決裁は、検査後3か月経過した平成22年1月22日付けで完了しており、大幅に事務手続が遅れていた。</p> <p>今後は、緊急の必要による工事については、指示書等を適正に交わすとともに、速やかに契約を行うよう厳に注意されたい。</p> <p>また、緊急とはいえ、本件のように、台風等の度々起こりうる災害時において、対処方法が想定できるものについては、あらかじめ2者以上から見積書を徴取しておくなど、業者選定方法についても見直されたい。</p> | <p>建物等緊急を要する工事については、事務処理方法を定めた「建物緊急修繕実施・検査マニュアル要綱」を作成し、平成22年11月8日付けで関係部署に対し通知を行いました。</p> <p>緑化推進部においては、平成22年11月2日～平成22年11月5日にかけて、局内の工事関係職員等を対象にした研修を実施し、監査指摘事項等の報告を行うとともに、上記マニュアル(案)の説明も行き、事務手続の適正化について監督職員に周知徹底をしました。</p> <p>(平成22年11月8日措置済)</p> | <p>一部措置済 (23. 1. 11)</p> |
| <p>(3) 契約と検査について改善を要するもの 契約管財局作成の「適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について」によれば、小規模な工事・施設修繕等であっても、見積書の取得及び設計書・仕様書等の作成にあたっては、施工位置や範囲、寸法、使用材料や部品など条件明示に努めること、検査関係書類として少なくとも施工前後状況が分かる写真などを備えることとしている。</p> <p>今回監査した47件の修繕等のうち5件の契約において、見積書や設計書に形状・寸法の明記が無く、数量も一式表記するなど、修繕等を行うための仕様が不明確なものが見受けられ、また、35件の契約において検査関係書類として施工写真を備えていなかった。</p> <p>今後は、見積書の取得及び設計書の作成要領等の整備、履行の確認に必要な提出書類等を定めることで、修繕等の契約と検査を適正に行うよう改善されたい。</p> | <p>検査につきましては、平成22年11月2日～平成22年11月5日にかけて、局内の工事関係職員等を対象にした研修を実施し、監査指摘事項等の報告を行うとともに、今後の事務処理方法を定めた「建物緊急修繕実施・検査マニュアル要綱(案)」等についての説明を行い、事務手続の適正化について監督職員に周知徹底しました。</p> <p>なお、上記マニュアルは平成22年11月8日付けで関係部署へ通知を行いました。</p> <p>(平成22年11月8日措置済)</p> | <p>一部措置済 (23. 1. 11)</p> |
| <p>(4) 委託した修繕業務について注意を要するもの 「スポーツ施設の運営に係る調査・連絡調整業務委託」により、専門的な知識があるとの理由で、ゆとりとみどり振興局が所管するスポーツセンター等のスポーツ施設の管理運営を行っている指定管理者の運営に対する指</p> | <p>振興協会が行う修繕について、原則100万円未満または緊急を要するものという要件を厳守するよう文書にて指導しました。また、要件を超えた内容については本市が実施することを徹底します。</p> <p>(平成22年11月25日措置済)</p> | |

| | | |
|--|--|------------------------------|
| <p>導、監督及び施設の修繕業務を財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会（以下「振興協会」という。）に委託している。</p> <p>そのうち修繕業務については、指定管理者とのリスク負担に基づき、本来であれば本市が直接行うべき修繕のうち、原則100万円未満または緊急を要するものについて振興協会に行わせるものであり、業者選定や契約方法については、本市が行う場合と同等の透明性や公平性が求められる。</p> <p>しかしながら、当該の修繕業務については、緊急性があるとの理由で、対応業務の異なる他団体の業者選定リストを準用して随意契約しており、業者の決定方法については、明文化された基準に基づくものではなく、公平性や透明性に欠けるものとなっている。</p> <p>また、修繕業務の内容を見ると、使用不能や危険な状態になる前に現状を把握することが可能なものや、原状復旧の範囲を超えたものなど、振興協会が行う要件である緊急性に疑問のあるものが見受けられた。</p> <p>今後は、振興協会が行う施設の修繕業務について、契約手続等の見直しを行うよう指導するとともに、適正に運用するよう注意されたい。</p> | | <p>一部措置済 (23. 1. 11)</p> |
| <p>4 業務委託について</p> <p>(1) 積算及び設計書の記載について注意を要するもの</p> <p>ゆとりとみどり振興局では、地域の公園づくりを進めるため、業務委託により地域住民が参加するワークショップ等を実施している。また、ワークショップ運営の監理・指導や、実施に伴う地域・関係機関等との協議、連絡・調整等を、専門知識を持って行う必要があるとして、「みんなのわくわく公園づくり事業に係わる事業実施調整業務委託」により、振興協会に委託している。</p> <p>しかしながら、報告書等を確認したところ、アンケート実施や解析・評価などの人件費の積算が業務実態に見合っていないものが見受けられ、その他の業務についても、設計書に詳細に記載していないため、積算が業務内容に見合ったものであるか確認できなかった。</p> <p>今後は、報告書等における業務実態を精査し、適正な積算とするよう見直すとともに、設計書に業務内容等を明確に記載するよう注意されたい。</p> | <p>業務実態の精査を行ったうえで積算を実施し、また業務内容が明確となる設計書を作成するよう、12月2日に会議を行い、関係職員に周知徹底を行いました。</p> <p>(平成22年12月2日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 11)</p> |
| <p>(2) 積算について注意を要するもの</p> <p>「花卉等植付け及び維持管理業務委託における監理・連絡調整業務委託」により、市内全域に散在する花壇の巡視点検、公共施設の管理者や花の植付けを行う市民団体等との連絡調整等を振興協会に委託している。</p> <p>しかしながら、報告書等を確認したところ、花壇の巡視点検作業において、積算上の人員体制が業務実態と異なっているものが見受けられた。</p> | <p>巡視点検の業務方法、体制等について、業務実態を踏まえて積算内容を精査し、適正な内容で契約変更を行いました。</p> <p>(平成22年10月29日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 11)</p> |

今後は、巡視点検の積算について、業務実態を精査し適正なものとするよう注意されたい。

報告監22の第33号

監査の対象：平成22年度定期監査等 交通局自動車部所管の電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管局：交通局

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針等 | 措置状況等 (通知を受けた日) |
|--|--|----------------------------|
| <p>1 工事を緊急に必要とする場合の随意契約について見直しを要するもの</p> <p>契約管財局作成の「随意契約ガイドライン」によれば、緊急の必要により競争入札に付することができないときにおいては、契約相手方と緊急実施指示書、承諾書を交わすこととしている。</p> <p>交通局では、「大阪市交通局建築物等小額工事取扱要綱」において、駅やバス停留所等、乗客が利用する建築物等に関して、工事を緊急に必要とする場合の契約手続について定めている。しかしながら、工事を実施する際の一連の手続（請負者の指名、着工の指示等）を電話又は口頭等で行うことができるとしており、緊急実施指示書や承諾書等については定めていなかった。</p> <p>今後は、工事を緊急に必要とする場合の随意契約について、公正性、透明性を確保した適正な契約手続とするよう見直されたい。</p> | <p>契約管財局作成の「随意契約ガイドライン」に基づき、工事を緊急に必要とする場合に、工事を実施する際の一連の手続を電話又は口頭等で行ったときには、指示・承諾内容を記載した書面により確認を行うよう「大阪市交通局建築物等小額工事取扱要綱」の見直しを行いました。</p> <p>(平成22年10月1日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |
| <p>2 車両整備に係る業務委託等の履行確認方法について注意を要するもの</p> <p>契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、履行確認にあたっては、契約相手方からの履行報告書による確認を行い、また、履行状況の確認に必要な書類について整備するとともに、履行体制を把握し、その管理を厳正に行う必要があるとしている。</p> <p>しかしながら、車両や付属機器等の保守点検や整備業務である「リヤフレーム保守整備」ほか18件の業務委託等において、車両納入時の検査で作業部位等を目視確認することにより合格としているものや、機器の動作テストについて口頭で報告を受けることで検査合格としているものなどが見受けられた。</p> <p>今後は、各業務委託等における履行状況の確認に必要な書類を整備するとともに、これらの書類を受領することにより、適正に業務委託等の履行確認を徹底するよう注意されたい。</p> | <p>契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」に基づき、履行状況の確認に必要な書類について、それぞれ履行確認に必要な項目を精査し、書類による提出を仕様書に記載したうえで受領することにより、履行確認の徹底を図っております。</p> <p>(平成22年10月12日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |
| <p>3 建築設備に係る工事及び業務委託について</p> <p>(1) 仕様書等を明確にすべきもの</p> <p>契約規則によれば、契約の締結において、契約の目的物の品質、形状及び寸法、設計書、明細書並びに図面等については、契約の履行に当たり疑義のないよう詳細に記載することとしている。</p> <p>「鶴町営業所乗務員ロッカー室空調室外機</p> | <p>必要となる作業内容等が明確となるよう「小額工事共通仕様書（機械設備・電気設備）」の見直しを行いました。</p> <p>(平成22年10月1日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |

| | | |
|---|---|----------------------------|
| <p>修理工事」ほか6件の仕様書において、工事を施工、完了するために必要な冷媒回収や運転調整作業などの仕様が明確でない事例が見受けられた。</p> <p>今後、仕様書等については、必要となる作業内容等を詳細に記載し明確にすることで、契約の履行に当たり疑義が生じないよう注意されたい。</p> | | |
| <p>(2) 履行確認について注意を要するもの</p> <p>「港営業所1階作業場系統空調室外機排ガス熱交換器取替工事」ほか9件において、空調設備における試運転調整や電気設備の絶縁抵抗試験の結果報告書等を受領しておらず、工事完了後の試運転や試験等の結果について履行確認を行ったかどうか確認できない事例が見受けられた。</p> <p>今後は、点検報告書や試験成績書等を適正に受領することにより、履行確認を徹底するよう注意されたい。</p> | <p>点検報告書や試験成績書等の提出を仕様書に記載したうえで受領することにより、履行確認の徹底を図っております。</p> <p>(平成22年10月1日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |
| <p>4 維持管理について</p> <p>(1) 消防用設備等について注意を要するもの</p> <p>「大阪市交通局各事業所等消防設備等点検業務委託（平成21年度）」の後期の点検結果において、鶴町営業所ほか8箇所の事業所で自動火災報知設備等の破損や不良などが発生しており、計18項目の要修理・改善箇所が報告されている。しかしながら、今回監査において確認したところ、12項目で必要な措置を行っておらず、そのうち、住吉営業所の一体型非常警報作動不良等の4項目は、平成21年度前期の点検においても、要修理・改善箇所が報告されているにもかかわらず、措置を行っていなかった。</p> <p>交通局自動車部所管施設における消防用設備等については、報告監19の第23号「平成18年度定期監査等 交通局自動車部所管の電気、機械に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況」において、消防法による消火器の規定本数の設置不備に関して指摘するなど、適正な維持管理に努めるよう求めていた。今回の監査で消火器の設置に関する不備は見受けられなかったものの、平成21年度の消防用設備等の点検結果について必要な措置を行っていなかったことは、安全管理面に対する意識が欠如していると言わざるを得ず、極めて遺憾である。</p> <p>今後は、消防用設備等の要修理・改善箇所については判明次第、速やかに措置することにより、適正に所管施設の維持管理を行うよう厳に注意されたい。</p> | <p>ご指摘のありました平成21年度後期の要修理・改善箇所については、すべて適正な状態に復旧いたしました。</p> <p>なお、消防用設備等の点検結果において不具合があった際の取扱いについては、適正かつ迅速に対応できるよう連絡体制の見直しを行い平成22年1月20日付けで周知しておりましたが、平成22年11月17日付けで再度徹底するよう周知いたしました。</p> <p>(平成22年11月17日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |
| <p>(2) 簡易専用水道について注意を要するもの</p> <p>西島営業所における平成22年3月10日付けの簡易専用水道^(注)検査結果通知書を確認したところ、改善を要する事項として、高置水槽における通気管端部の防虫網の取替などが報告されており、そのうち、防虫網については、平成21年2月18日付けの同通知書においても同様に報告されているにもかかわらず</p> | <p>ご指摘のありました改善を要する事項については、すべて適正な状態に復旧いたしました。</p> <p>今後、簡易専用水道について不具合等が判明した場合は、直ちに適正な措置を施すとともに、その後の措置状況についても把握するよう平成22年11月17日付けで周知いたしまし</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |

| | | |
|---|--|----------------------------|
| <p>ず、必要な措置を施していなかった。</p> <p>今後は、飲料水の衛生管理に係わることから、簡易専用水道について不具合等が判明した場合は、直ちに適正な措置を施すよう注意されたい。</p> <p>(注) 簡易専用水道とは、水道水のみを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽（タンク）の有効容量が10m³を超えるものをいう。（ビル、マンション、学校、病院等）</p> | <p>た。</p> <p>(平成22年11月17日措置済)</p> | |
| <p>(3) 給気ファン等機械の危険防止措置について注意を要するもの</p> <p>労働安全衛生規則によれば、事業者は、機械の回転軸や歯車等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや囲い等を設けなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、中津営業所の屋上に設置している厨房用給気ファンほか1台の機械の回転軸に、危険防止用の覆いや囲い等を設置していなかった。</p> <p>今後は、労働安全衛生規則に基づき、適正に危険防止措置を講じるよう注意されたい。</p> | <p>屋上機械室内の厨房用給気ファン及び排気ファンのモーター回転軸部分に、危険防止用カバーを設置いたしました。</p> <p>(平成22年6月22日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |
| <p>5 アイドリングストップの取組について注意を要するもの</p> <p>交通局では、局経営方針において、環境負荷の少ない輸送サービスの提供に努める具体的な取組の一つとして、バスのアイドリングストップの徹底を掲げている。</p> <p>アイドリングストップについては、これまでも都度周知徹底を図り、平成22年度からは車載しているドライブレコーダーによりアイドリングストップの実施状況を記録することで、ドライバーに対する評価を客観的な数値で行い、これをもとに指導監督を行うなどの取組を進めている。</p> <p>しかしながら、今回監査を行ったところ、操車場において時間調整のため停車中のバスが、アイドリングストップを実施していない状況が見受けられた。</p> <p>今後は、より一層の環境負荷の低減と省エネルギー化を図るため、今一度アイドリングストップの取組について職員への指導監督を徹底するよう注意するとともに、取組の成果の向上に努められたい。</p> | <p>アイドリングストップの徹底については、平成22年6月10日付で再度周知いたしました。</p> <p>今後は、ドライバー日報のアイドリングストップの採点結果をもとに、運転手に対し指導を行うよう努めてまいります。</p> <p>(平成22年6月10日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |
| <p>6 輸送の安全確保に向けた取組について注意を要するもの</p> <p>交通局自動車部では、輸送の安全を確保し、組織が一体となって輸送の安全性の向上を目指すため、自動車部安全管理委員会等を設置し、部内と営業所等や、運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努めるとしている。</p> <p>しかしながら、自動車部営業所安全管理委員会設置要綱において、安全管理委員会（以下「委員会」という。）を月1回開催するよう定めているにもかかわらず、住吉営業所においては、平成20年度は年間5回、平成21年度は年</p> | <p>管区、営業所及び自動車車両管理事務所の安全管理委員会の開催について、毎月の開催予定を運輸計画担当まで報告するよう、各安全管理委員会委員長に対し指示し、開催後、運輸計画担当において議事録により適正に開催されていることを確認しております。</p> <p>今後は、より一層の輸送の安全性の向上に向けた取組を推進し、輸送の安全確保に努めてまいります。</p> <p>(平成22年11月19日措置済)</p> | <p>措置済 (23. 1. 28)</p> |

間4回しか開催しておらず、結果的に1年もの間、委員会を開催していない期間が生じるなど、安全管理体制が十分に機能していなかった。委員会においては、所属職員から収集した輸送の安全に関する諸課題、提言等の内容について検討することとしているが、委員会を開催していないため、輸送の安全に関する諸課題等の検討や関係する情報等が適時適切に局内で伝達、共有されているかどうか確認できなかった。また、その他の営業所や南北方面別で組織された管区の委員会においても、各設置要綱で定めた月1回の委員会を開催していない事例が複数見受けられた。

今後は、各安全管理委員会等を適正に開催するよう注意するとともに、安全管理体制の強化や継続的な見直しを行うことなどにより、より一層の輸送の安全性の向上に向けた取組を推進し、輸送の安全確保に努められたい。

(監査・人事制度事務総括局 監査部 技術監査担当)

公 告

大阪市公告第43号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年3月11日

大阪市長 平松 邦夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）34階

大阪市建設局総務部経理担当（調達グループ）

電話06-6615-7541

2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品 | 数量 |
|------|--------------------|----|
| ① | 安田外2自転車保管所古自転車等-1 | 3山 |
| ② | 南港東外4自転車保管所古自転車等-1 | 5山 |

3 下見日時及び保管場所

| | 下見日時 | | 保管場所 | 所在地 |
|--------|------|-------------|-------------------|-----------------|
| | ① | 4月4日 (月) | 午前10時から 午後5時まで | 安田保管所 |
| 長吉南保管所 | | | | 平野区长吉長原東1丁目2番先 |
| 都島保管所 | | | | 都島区都島南通2丁目1番19号 |

| | | | | |
|---|-------------|-------------------|-----------|-----------------|
| ② | 4月4日 (月) | 午前10時から 午後5時まで | 南港東保管所 | 住之江区南港東2丁目4番付近 |
| | | | 西島保管所 | 西淀川区西島1丁目2番付近 |
| | | | 南港保管所 | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
| | | | 新木津川大橋保管所 | 住之江区柴谷1丁目2番付近 |
| | | | 北港保管所 | 此花区北港2丁目1番付近 |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

4 入札参加資格

(1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年4月1日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成23年4月1日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成23年4月1日（金）午後5時30分まで、大阪市ホーム

ページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）34階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成23年4月5日（火） 午前10時

② 平成23年4月5日（火） 午前10時30分

13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（建設局総務部経理担当）